介護報酬見直し案

（変更点のみ掲載）

介護職員処遇改善

■介護職員処遇改善加算【拡充】
（2018年３月31日まで）

（Ⅰ）　所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定**【新設】**
（Ⅱ）　所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定**【現行（Ⅰ）】**
（Ⅲ）　（Ⅱ）の90／100
（Ⅳ）　（Ⅱ）の80／100

＜サービス別加算率＞

サービス	（Ⅰ）	現行（Ⅰ）⇒（Ⅱ）	
（介護予防）訪問介護	8.6%	4.0%	4.8%
（介護予防）訪問入浴	3.4%	1.8%	1.9%
（介護予防）通所介護	4.0%	1.9%	2.2%
（介護予防）通所リハ	3.4%	1.7%	1.9%
（介護予防）短期入所生活介護	5.9%	2.5%	3.3%
（介護予防）短期入所療養介護（老健）	2.7%	1.5%	1.5%
（介護予防）短期入所療養介護（病院等）	2.0%	1.1%	1.1%
（介護予防）特定施設入居者生活介護	6.1%	3.0%	3.4%
特養	5.9%	2.5%	3.3%
老健	2.7%	1.5%	1.5%
介護療養型	2.0%	1.1%	1.1%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	8.6%	4.0%	4.8%
夜間対応型訪問介護	8.6%	4.0%	4.8%
（介護予防）認知症対応型通所介護	6.8%	2.9%	3.8%
（介護予防）小規模多機能型居宅介護	7.6%	4.2%	4.2%
（介護予防）認知症グループホーム	8.3%	3.9%	4.6%
地域密着型特定施設入居者生活介護	6.1%	3.0%	3.4%
地域密着型特養	5.9%	2.5%	3.3%
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	7.6%	4.2%	4.2%

（注）（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハ、（介護予防）居宅療養管理指導、（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売、居宅介護支援、介護予防支援は加算算定対象外。

▶算定要件等
イ　（Ⅰ）　次に掲げる基準のいずれにも適合
（１）介護職員の賃金（退職手当を除く）の改善に要する費用見込み額が加算算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、計画に基づき適切な措置を講じている
（２）（１）の賃金改善に関する計画、実施期間及び実施方法、その他介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、すべての介護職員に周知し、都道府県知事等に届け出ている
（３）加算算定額に相当する賃金改善を実施
（４）事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事等に報告
（５）算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法、その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない
（６）労働保険料の納付が適正に行われている
（７）次に掲げる基準のいずれにも適合
①介護職員の任用の際における職責または職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む）を定めている
②①の要件について書面をもって作成し、すべての介護職員に周知
③介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、研修の実施または研修の機会を確保
④③について、すべての介護職員に周知
（８）15年４月から（２）の届け出日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く）及び介護職員の処遇改善に要した費用をすべての職員に周知
ロ　（Ⅱ）　次に掲げる基準のいずれにも適合
（１）イ（１）～（６）に掲げる基準に適合
（２）次に掲げる基準のいずれかに適合
①次に掲げる要件のすべてに適合
a　介護職員の任用の際における職責または職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む）を定めている
b　aの要件について書面をもって作成し、すべての介護職員に周知
②次に掲げる要件のすべてに適合
a　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、研修の実施または研修の機会を確保
b　aについて、すべての介護職員に周知
（３）08年10月からイ（２）の届け出日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く）及び介護職員の処遇改善に要した費用をすべての職員に周知
ハ　（Ⅲ）　イ（１）～（６）に掲げる基準のいずれにも適合し、ロ（２）または（３）に掲げる基準のいずれかに適合
ニ　（Ⅳ）　イ（１）～（６）に掲げる基準のいずれにも適合

その他

■情報公表
○介護人材確保の取り組みを推進する観点から、現行の都道府県による従業者等に関する情報公表の仕組みについて、事業者の取り組みがより促進される仕組みとなるよう、各事業所の基本情報に教育訓練のための制度、各種研修、キャリア段位制度の取り組み等、従業者の資質向上に向けた取り組み状況を追加
○勤務時間、賃金体系、休暇制度、福利厚生、離職率など、従業者が事業所を選択する際に最低限必要と考えられる項目について、事業所が自ら直接公表できる仕組みとする

サービス提供体制強化加算

＜サービス別加算要件及び単位数＞（区分支給限度額算定に含めない）

▶介護福祉士割合５割以上

サービス	現行	新
新規 介護予防特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護	位/日	**（Ⅰ）イ　介護福祉士6割以上：18単位/日** （Ⅰ）ロ　介護福祉士5割以上：12単位/日

▶介護福祉士割合4割以上

小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 複合型サービス	（Ⅰ）介護福祉士4割以上：500単位/月	**（Ⅰ）イ　介護福祉士5割以上：640単位/月** （Ⅰ）ロ　介護福祉士4割以上：500単位/月
通所介護 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 通所リハ	（Ⅰ）介護福祉士4割以上：12単位/回	**（Ⅰ）イ　介護福祉士5割以上：18単位/回** （Ⅰ）ロ　介護福祉士4割以上：12単位/回
介護予防通所介護 介護予防通所リハ	【要支援Ⅰ】（包括報酬） （Ⅰ）介護福祉士4割以上：48単位/月 【要支援Ⅱ】（包括報酬） （Ⅰ）介護福祉士4割以上：96単位/月	【要支援Ⅰ】（包括報酬） **（Ⅰ）イ　介護福祉士5割以上：72単位/月** （Ⅰ）ロ　介護福祉士4割以上：48単位/月 【要支援Ⅱ】（包括報酬） **（Ⅰ）イ　介護福祉士5割以上：144単位/月** （Ⅰ）ロ　介護福祉士4割以上：96単位/月

▶介護福祉士割合3割以上

訪問入浴 介護予防訪問入浴	（Ⅰ）介護福祉士3割以上または介護福祉士等5割以上：24単位/回	**（Ⅰ）イ　介護福祉士4割以上または介護福祉士等6割以上：36単位/回** （Ⅰ）ロ　介護福祉士3割以上または介護福祉士等5割以上：24単位/回
夜間対応型訪問介護 （包括型：夜間対応型訪問介護）	（Ⅰ）介護福祉士3割以上または介護福祉士等5割以上：12単位/回【包括型】 （Ⅱ）介護福祉士3割以上または介護福祉士等5割以上：84単位/月	**（Ⅰ）イ　介護福祉士4割以上または介護福祉士等6割以上：18単位/回** （Ⅰ）ロ　介護福祉士3割以上または介護福祉士等5割以上：12単位/回【包括型】 **（Ⅱ）イ　介護福祉士4割以上または介護福祉士等6割以上：126単位/月** （Ⅱ）ロ　介護福祉士3割以上または介護福祉士等5割以上：84単位/月
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	（Ⅰ）介護福祉士3割以上または介護福祉士等5割以上：500単位/月	**（Ⅰ）イ　介護福祉士4割以上または介護福祉士等6割以上：640単位/月** （Ⅰ）ロ　介護福祉士3割以上または介護福祉士等5割以上：500単位/月

（9面に続く）

～体験宿泊・見学・申込 受付中～

医療法人社団 響
サービス付き高齢者向け住宅　シンフォニー さくら　Symphony Sakura
札幌市白石区東札幌4条4丁目1-18（地下鉄東西線「東札幌」駅下車 徒歩8分）

医療法人社団 響グループの
さくら内科・さくら歯科・
訪問介護看護事業所が併設！
連携体制が整っているので安心！

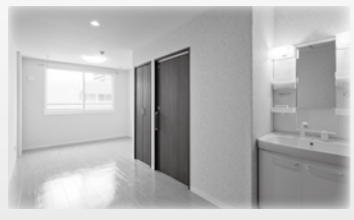

月額費用／84,300円 生活保護対応可（応相談）
●上記費用には、家賃、共益管理費、生活支援サービス費を含みます。●食費1,441円／日（欠食分はご返金致します。）●医療、介護サービス利用料は各自ご負担です。●入居時費用（敷金）100,000円・冬期暖房費（11月～3月）10,300円
■サービス付き高齢者向け住宅 シンフォニー さくら 概要
●居室数／37室　●居室面積／18㎡（11帖）　●居室設備／冷暖房設備、洗面化粧台、収納、温水洗浄トイレ、物干し、LED照明器具、ケアコール（携帯タイプ）　●共用施設・設備／屋上ガーデニングとの繋がりある食堂、イベントができる広い屋上ガーデン、浴室、洗濯室、共用トイレ、喫煙室 他

医療法人社団 響 本部・事務局　TEL 011-827-7771
在宅療養支援診療所 さくら内科クリニック　TEL 011-817-2171
在宅療養支援歯科診療所 さくら歯科クリニック　TEL 011-817-8077
サービス付き高齢者向け住宅 シンフォニーさくら　TEL 011-827-6351
さくら定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所　TEL 011-827-7750
さくら訪問看護ステーション　TEL 011-827-7750
居宅介護支援事業所 ケアプランセンターさくら　TEL 011-827-6351
ヘルパーステーション さくら　TEL 011-827-7750

資料ご請求・見学ご予約・お問い合わせ
TEL080-6086-5277
（9:00～18:00）

（10面からの続き）

居宅サービス

訪問介護

イ　身体介護（1回につき）

(1)20分未満	171単位	⇒	165単位
(2)20分以上30分未満	255単位	⇒	245単位
(3)30分以上1時間未満	404単位	⇒	388単位

(4)1時間以上
587単位に30分増すごとに83単位加算
⇒　564単位に30分増すごとに80単位加算

ロ　生活援助（1回につき）

(1)20分以上45分未満	191単位	⇒	183単位
(2)45分以上	236単位	⇒	225単位

ハ　通院等乗降介助（1回につき）
101単位⇒　97単位

※身体介護に引き続き20分以上の生活援助を行った場合＝イ(1)を算定する場合を除く＝（1回につき）
70単位（210単位を限度）加算
⇒　67単位（201単位を限度）加算

■20分未満身体介護の位置付け
▶算定要件等
○身体介護の時間区分の1つとして「20分未満」を位置付ける
・すべての訪問介護事業所において算定が可能
・前回提供した訪問介護から概ね2時間以上の間隔を空けることが必要
○頻回の訪問（前回提供した訪問介護から概ね2時間以上の間隔を空けないもの）については、以下のすべての要件を満たす場合に算定
＜利用対象者＞
・要介護1・2で認知症の利用者、または要介護3～5で障害高齢者の日常生活自立度ランクB～Cの利用者
・当該利用者に係るサービス担当者会議が3月に1度以上開催されており、会議において1週間のうち5日以上、頻回の訪問を含む20分未満の身体介護が必要と認められた者
＜体制要件＞
・常時、利用者、家族等からの連絡に対応できる体制がある
・次のいずれかに該当
ア　定期巡回・随時対応サービスの指定を受けている
イ　定期巡回・随時対応サービスの指定を受けていないが、実施の意思があり、実施に関する計画を策定している（要介護3～5の利用者に限る）
○頻回の訪問を含む20分未満の身体介護を算定する利用者に係る1月あたりの訪問介護費は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）（訪問看護サービスを行わない場合）の範囲内とする

■特定事業所加算（Ⅳ）【新設】（利用者80人以下の事業所が対象）
所定単位数の5／100相当の単位数を加算
▶算定要件
・次に掲げる基準のいずれにも適合
(1)同加算（Ⅰ）の「会議の定期的開催」「文書等による指示・サービス提供後の報告」「健康診断の定期的実施」「緊急時の対応方法明示」
＝体制要件＝
(2)すべてのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、研修（外部における研修を含む）を実施または予定
＝体制要件＝
(3)人員基準の規定により配置するとされている常勤のサービス提供責任者が2人以下の事業所で、規定により配置するとされているサービス提供責任者を常勤配置し、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置
＝人材要件＝
(4)前年度または算定日が属する月の前3月間における利用者総数のうち、要介護3以上、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上、たん吸引等（口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部の喀たん吸引、胃ろう・腸ろうによる経管栄養及び経鼻経管栄養）を必要とする者の占める割合が60／100以上
＝重度対応要件＝

○常勤のサービス提供責任者が3人以上であって、サービス提供責任者の業務に主として従事する者が1人以上配置されている事業所について、複数のサービス提供責任者が共同して利用者に関わる体制が構築されている場合や、利用者情報の共有などサービス提供責任者が行う業務の効率化が図られている場合には、サービス提供責任者の配置基準を「利用者50人に対して1人以上」に見直す

■訪問介護員2級課程修了者であるサービス提供責任者に係る減算
所定単位数の90／100⇒ 所定単位数の70／100
▶減算適用の除外規定
・15年3月31日時点で、サービス提供責任者として訪問介護員２級課程修了者（介護職員初任者研修修了者）を配置し、15年4月1日以降も配置する事業所（減算適用事業所）が、人員基準を満たす他の事業所と統合し出張所となるもの（確実に見込まれるものを含む）として、15年3月31日までに都道府県に届け出た場合、18年3月31日までの間、減算適用事業所を統合する事業所全体について減算を適用しない

■生活機能向上連携加算（通所リハにも拡大）
▶算定要件
○理学療法士、作業療法士または言語聴覚士による訪問・通所リハの一環として利用者の居宅を訪問する際、サービス提供責任者が同行する等により、共同して行ったアセスメント結果に基づき訪問介護計画を作成している
○理学療法士等と連携して訪問介護計画に基づくサービスを提供している
○計画に基づく初回の訪問介護が行われてから3月間算定できる

訪問入浴

イ　訪問入浴介護費
1,259単位　⇒　1,234単位

訪問看護

イ　訪問看護ステーションの場合（1回につき）

(1)20分未満	318単位	⇒	310単位
(2)30分未満	474単位	⇒	463単位
(3)30分以上1時間未満	834単位	⇒	814単位
(4)1時間以上1時間30分未満	1,144単位	⇒	1,117単位
(5)理学療法士等による訪問	318単位	⇒	302単位

ロ　病院、診療所の場合（1回につき）

(1)20分未満	256単位	⇒	262単位
(2)30分未満	383単位	⇒	392単位
(3)30分以上1時間未満	553単位	⇒	567単位
(4)1時間以上1時間30分未満	815単位	⇒	835単位

■看護体制強化加算【新規】　300単位／月
▶算定要件
・算定日が属する月の前3月において、利用者総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が50／100以上
・算定日が属する月の前3月において、利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める
・算
ケ
を

イ
30

■リ
リハ
基本
※訪
（Ⅱ）に統合
▶算定要件
（Ⅰ）次に掲げる基準のいずれにも適合
(1)訪問リハ計画の進捗状況を定期的に評価、必要に応じて見直している
(2)理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が、ケアマネを通じて訪問介護やその他の居宅サービスの従業者に対し、リハの観点から日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達している
（Ⅱ）次に掲げる基準のいずれにも適合
(1)リハ会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を構成員である医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、ケアマネ、居宅サービス計画に位置付けられた居宅サービス等の担当者、その他関係者と共有し、会議内容を記録する
(2)訪問リハ計画について、医師が利用者または家族に対して説明し、利用者の同意を得る
(3)3月に1 回以上、リハ会議を開催し、利用者の状態変化に応じ、計画を見直している
(4)理学療法士等がケアマネに対し、リハに関する専門的な見地から、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法、日常生活上の留意点に関する情報提供を行う
(5) 以下のいずれかに適合
①理学療法士等が、訪問介護等の居宅サービスの従業者と利用者の居宅を訪問し、リハに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導、日常生活上の留意点に関する助言を行う
②理学療法士等が、利用者の居宅を訪問し、家族に、リハに関する専門的な見地から介護の工夫に関する指導、日常生活上の留意点に関する助言を行う
(6)(1)から(5)までに適合することを確認し、記録する

■短期集中リハビリテーション実施加算
・退院（所）日または認定日から起算して1月以内　340単位／日
・退院（所）日または認定日から起算して1月超3月以内　200単位／日
⇒退院（所）日または認定日から起算して3月以内　200単位／日
▶算定要件
・リハマネジメント加算（Ⅰ）または（Ⅱ）を算定

■社会参加支援加算【新設】　17単位／日
▶算定要件
・評価対象期間（前年1～12月）の次年度内に限り所定単位数に加算
・次に掲げる基準のいずれにも適合
(1)評価対象期間において訪問リハの提供を終了した者のうち、通所介護、通所リハ、認知症対応型通所介護、通所事業その他社会参加に資する取り組みを実施した者の占める割合が5／100を超えている
(2)評価対象期間中に訪問リハの提供を終了した日から起算して14日以降44日以内に、理学療法士等がリハ終了者の居宅を訪問する、またはケアマネから居宅サービス計画に関する情報提供を受けることにより、通所介護等の実施状況が、居宅訪問等をした日から起算して3月以上継続する見込みを確認し、記録している
・12月を利用者の平均利用月数で除した数が25／100以上

訪問系サービス共通（訪問介護、訪問入浴、夜間対応型訪問介護、訪問看護、訪問リハ）

■同一敷地内等に対する減算
▶算定要件
（ア）事業所と同一敷地内または隣接する敷地内の建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る）に居住する利用者を訪問する場合、居住する人数にかかわらず、当該利用者に対する報酬を減算
（イ）上記以外の範囲に所在する建物（建物の定義は同上）に居住する利用者を訪問する場合、居住する利用者が20人以上について新たに減算

通所介護

イ　小規模型（1日につき）

(1)3時間以上5時間未満					
要介護1	464単位		要介護1	426単位	
要介護2	533単位		要介護2	488単位	
要介護3	600単位	⇒	要介護3	552単位	
要介護4	668単位		要介護4	614単位	
要介護5	734単位		要介護5	678単位	
(2)5時間以上7時間未満					
要介護1	705単位		要介護1	641単位	
要介護2	831単位		要介護2	757単位	
要介護3	957単位	⇒	要介護3	874単位	
要介護4	1,082単位		要介護4	990単位	
要介護5	1,208単位		要介護5	1,107単位	
(3)7時間以上9時間未満					
要介護1	815単位		要介護1	735単位	
要介護2	958単位		要介護2	868単位	
要介護3	1,108単位	⇒	要介護3	1,006単位	
要介護4	1,257単位		要介護4	1,144単位	
要介護5	1,405単位		要介護5	1,281単位	

ロ　通常規模型（1日につき）

(1)3時間以上5時間未満					
要介護1	403単位		要介護1	380単位	
要介護2	460単位		要介護2	436単位	
要介護3	518単位	⇒	要介護3	493単位	
要介護4	575単位		要介護4	548単位	
要介護5	633単位		要介護5	605単位	
(2)5時間以上7時間未満					
要介護1	606単位		要介護1	572単位	
要介護2	713単位		要介護2	676単位	
要介護3	820単位	⇒	要介護3	780単位	
要介護4	927単位		要介護4	884単位	
要介護5	1,034単位		要介護5	988単位	
(3)7時間以上9時間未満					
要介護1	695単位		要介護1	656単位	
要介護2	817単位		要介護2	775単位	
要介護3	944単位	⇒	要介護3	898単位	
要介護4	1,071単位		要介護4	1,021単位	
要介護5	1,197単位		要介護5	1,144単位	

ハ　大規模型（Ⅰ）（1日につき）

(1)3時間以上5時間未満					
要介護1	396単位		要介護1	374単位	
要介護2	452単位		要介護2	429単位	
要介護3	509単位	⇒	要介護3	485単位	
要介護4	565単位		要介護4	539単位	
要介護5	622単位		要介護5	595単位	
(2)5時間以上7時間未満					
要介護1	596単位		要介護1	562単位	
要介護2	701単位		要介護2	665単位	
要介護3	806単位	⇒	要介護3	767単位	
要介護4	911単位		要介護4	869単位	
要介護5	1,017単位		要介護5	971単位	
(3)7時間以上9時間未満					
要介護1	683単位		要介護1	645単位	
要介護2	803単位		要介護2	762単位	
要介護3	928単位	⇒	要介護3	883単位	
要介護4	1,053単位		要介護4	1,004単位	
要介護5	1,177単位		要介護5	1,125単位	

ニ　大規模型（Ⅱ）（1日につき）

(1)3時間以上5時間未満					
要介護1	386単位		要介護1	364単位	
要介護2	440単位		要介護2	417単位	
要介護3	496単位	⇒	要介護3	472単位	
要介護4	550単位		要介護4	524単位	
要介護5	605単位		要介護5	579単位	
(2)5時間以上7時間未満					
要介護1	580単位		要介護1	547単位	
要介護2	683単位		要介護2	647単位	
要介護3	785単位	⇒	要介護3	746単位	
要介護4	887単位		要介護4	846単位	
要介護5	989単位		要介護5	946単位	
(3)7時間以上9時間未満					
要介護1	665単位	⇒	要介護1	628単位	

要介護2	782単位	⇒	要介護2	742単位
要介護3	904単位		要介護3	859単位
要介護4	1,025単位		要介護4	977単位
要介護5	1,146単位		要介護5	1,095単位

■中重度者ケア体制加算【新設】　45単位／日

▶算定要件
・指定基準に規定する看護職員または介護職員の員数に加え、看護職員または介護職員を常勤換算2人以上確保
・前年度または算定日が属する月の前3月間の利用者総数のうち、要介護3以上である者の割合が30／100
・専従の看護職員1人以上配置

■認知症加算【新設】　60単位／日

▶算定要件
・指定基準に規定する看護職員または介護職員の員数に加え、看護職員または介護職員を常勤換算2人以上確保
・前年度または算定日が属する月の前3月間の利用者総数のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上が20／100
・専従の認知症介護指導者研修、実践リーダー研修、実践者研修等の修了者を1人以上配置
※認知症加算を算定している場合、若年性認知症利用者受入加算（60単位／日）は算定しない

■個別機能訓練加算

（Ⅰ）42単位　⇒　（Ⅰ）46単位
（Ⅱ）50単位　⇒　（Ⅱ）56単位

▶算定要件
・機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、利用者または家族に対して訓練内容と計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っている

■個別送迎体制強化加算（療養通所介護のみ）【新設】
210単位／日

▶算定要件
・２人以上の従事者により個別に送迎を行っている
・うち１人は看護師または准看護師

■入浴介助体制強化加算（療養通所介護のみ）【新設】
60単位／日

▶算定要件
・２人以上の従事者により個別に入浴介助を行っている
・うち１人は看護師または准看護師

○地域連携の拠点としての機能充実
生活相談員の専従要件を緩和し、事業所内に限った利用者との対話を主体とした相談業務のほか、サービス担当者会議に加えて地域ケア会議への出席などが可能となるようにする
○看護職員配置基準の緩和
病院、診療所、訪問看護ステーションと連携し、健康状態の確認を行った場合には、人員配置基準を満たしたものとする
○地域密着型通所介護に係る基準創設
16年度の地域密着型通所介護創設に伴い、運営推進会議の設置など新たに基準を設ける。基本報酬の設定は小規模型通所介護の基本報酬を踏襲する
○小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所への移行に向けた経過措置
基準について17年度末まで経過措置を設ける。経過措置期間内に小規模多機能サテライト型事業所の人員配置基準を満たさない場合、基本報酬を減算（70/100）する
○通所介護（大規模型・通常規模型）サテライト事業所への移行
一体的なサービス提供の単位として本体事業所に含めて指定する
○夜間及び深夜のサービスを実施する場合の運営基準の厳格化
通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度外の夜間・深夜サービス（宿泊サービス）を実施している事業所は届け出を求め、事故報告の仕組みを設け、情報公表を推進する

通所リハビリテーション

イ　通常規模型（1日につき）

(1)1時間以上2時間未満の場合

要介護1	273単位	⇒	要介護1	329単位
要介護2	303単位		要介護2	358単位
要介護3	333単位		要介護3	388単位
要介護4	363単位		要介護4	417単位
要介護5	394単位		要介護5	448単位

(2)2時間以上3時間未満の場合

要介護1	287単位	⇒	要介護1	343単位
要介護2	343単位		要介護2	398単位
要介護3	401単位		要介護3	455単位
要介護4	457単位		要介護4	510単位
要介護5	514単位		要介護5	566単位

(3)3時間以上4時間未満の場合

要介護1	390単位	⇒	要介護1	444単位
要介護2	467単位		要介護2	520単位
要介護3	545単位		要介護3	596単位
要介護4	623単位		要介護4	673単位
要介護5	701単位		要介護5	749単位

(4)4時間以上6時間未満の場合

要介護1	507単位	⇒	要介護1	559単位
要介護2	616単位		要介護2	666単位
要介護3	724単位		要介護3	772単位
要介護4	832単位		要介護4	878単位
要介護5	940単位		要介護5	984単位

(5)6時間以上8時間未満の場合

要介護1	677単位	⇒	要介護1	726単位
要介護2	829単位		要介護2	875単位
要介護3	979単位		要介護3	1,022単位
要介護4	1,132単位		要介護4	1,173単位
要介護5	1,283単位		要介護5	1,321単位

ロ　大規模型（Ⅰ）（1日につき）

(1)1時間以上2時間未満の場合

要介護1	267単位	⇒	要介護1	323単位
要介護2	298単位		要介護2	354単位
要介護3	327単位		要介護3	382単位
要介護4	357単位		要介護4	411単位
要介護5	387単位		要介護5	441単位

(2)2時間以上3時間未満の場合

要介護1	281単位	⇒	要介護1	337単位
要介護2	337単位		要介護2	392単位
要介護3	394単位		要介護3	448単位
要介護4	449単位		要介護4	502単位
要介護5	506単位		要介護5	558単位

(3)3時間以上4時間未満の場合

要介護1	383単位	⇒	要介護1	437単位
要介護2	459単位		要介護2	512単位
要介護3	536単位		要介護3	587単位
要介護4	612単位		要介護4	662単位
要介護5	688単位		要介護5	737単位

(4)4時間以上6時間未満の場合

要介護1	499単位	⇒	要介護1	551単位
要介護2	605単位		要介護2	655単位
要介護3	711単位		要介護3	759単位
要介護4	818単位		要介護4	864単位
要介護5	925単位		要介護5	969単位

(5)6時間以上8時間未満の場合

要介護1	665単位	⇒	要介護1	714単位
要介護2	815単位		要介護2	861単位
要介護3	[illegible]		[illegible]	[illegible]
要介護4	[illegible]		[illegible]	[illegible]
要介護5	[illegible]		[illegible]	[illegible]

ハ

(1)1

要介護1	[illegible]		[illegible]	[illegible]
要介護2	[illegible]		[illegible]	[illegible]
要介護3	[illegible]		[illegible]	[illegible]
要介護4	[illegible]		[illegible]	[illegible]
要介護5	[illegible]		[illegible]	[illegible]

(2)2

要介護1	[illegible]		[illegible]	[illegible]
要介護2	329単位		要介護2	384単位
要介護3	383単位	⇒	要介護3	437単位
要介護4	438単位		要介護4	491単位
要介護5	492単位		要介護5	544単位

(3)3時間以上4時間未満の場合

要介護1	372単位	⇒	要介護1	426単位
要介護2	447単位		要介護2	500単位
要介護3	521単位		要介護3	573単位
要介護4	596単位		要介護4	646単位
要介護5	670単位		要介護5	719単位

(4)4時間以上6時間未満の場合

要介護1	484単位	⇒	要介護1	536単位
要介護2	588単位		要介護2	638単位
要介護3	692単位		要介護3	741単位
要介護4	795単位		要介護4	842単位
要介護5	899単位		要介護5	944単位

(5)6時間以上8時間未満の場合

要介護1	648単位	⇒	要介護1	697単位
要介護2	792単位		要介護2	839単位
要介護3	938単位		要介護3	982単位
要介護4	1,082単位		要介護4	1,124単位
要介護5	1,227単位		要介護5	1,266単位

■リハビリテーションマネジメント加算

230単位／月⇒（Ⅰ）230単位／月
⇒（Ⅱ）**【新設】**開始月から6月以内　1,020単位／月
開始月から6月超　700単位／月

※訪問指導等加算　550単位／回（月1回を限度）
⇒（Ⅰ）（Ⅱ）に統合

▶算定要件
（Ⅰ）次に掲げる基準のいずれにも適合
(1)通所リハ計画の進捗状況を定期的に評価、必要に応じて見直している
(2)理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が、ケアマネを通じて訪問介護やその他の居宅サービスの従業者に対し、リハの観点から日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達している
(3)新規に通所リハ計画を作成した利用者に対して、通所リハ事業所の医師または医師の指示を受けた理学療法士等が、計画に従い通所リハを開始した日から起算して1月以内に、利用者の居宅を訪問し、診療、運動機能検査、作業能力検査等を行っている
（Ⅱ）次に掲げる基準のいずれにも適合
(1)リハ会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を構成員である医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、ケアマネ、居宅サービス計画に位置付けられた居宅サービス等の担当者、その他関係者と共有し、会議内容を記録する
(2)訪問リハ計画について、医師が利用者または家族に対して説明し、利用者の同意を得る
(3)通所リハ計画の作成に当たって、計画の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の場合にあっては1月に1回以上、6月を超えた場合にあっては3月に1回以上、リハ会議を開催し、利用者の状態変化に応じ、計画を見直している
(4)理学療法士等がケアマネに対し、リハに関する専門的な見地から、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法、日常生活上の留意点に関する情報提供を行う
(5)以下のいずれかに適合する
①理学療法士等が、訪問介護等の居宅サービスの従業者と利用者の居宅を訪問し、リハに関する専門的見地から、介護の工夫に関する指導、日常生活上の留意点に関する助言を行う
②理学療法士等が、利用者の居宅を訪問し、家族に、リハに関する専門的な見地から介護の工夫に関する指導、日常生活上の留意点に関する助言を行う
(6)(1)から(5)までに適合することを確認し、記録する

■短期集中個別リハビリテーション実施加算（短期集中リハ実施加算と個別リハ実施加算を統合）

退院（所）日または認定日から起算して1月以内　120単位／日
退院（所）日または認定日から起算して3月以内　60単位／日
⇓
退院（所）日または認定日から起算して3月以内　110単位／日

※個別リハ実施加算（80単位／回）の一部は基本報酬に包括

▶算定要件
・個別リハを実施
・リハマネジメント加算（Ⅰ）または（Ⅱ）を算定

※認知症短期集中リハ実施加算または生活行為向上リハ実施加算を算定している場合は算定しない

■認知症短期集中リハビリテーション実施加算

退院（所）日または通所開始日から起算して3月以内　240単位／日
⇓
（Ⅰ）退院（所）日または通所開始日から起算して3月以内　240単位／日
（Ⅱ）**【新設】**退院（所）日の翌日の属する月または開始月から起算して3月以内　1,920単位／月

▶算定要件
（Ⅰ）次に掲げる基準のいずれにも適合
(1)1週間に2日を限度として個別リハを実施
(2)リハマネジメント加算（Ⅰ）または（Ⅱ）を算定
（Ⅱ）次に掲げる基準のいずれにも適合
(1)1月に4回以上リハを実施
(2)リハの実施頻度、実施場所、実施時間等が記載された通所リハ計画を作成し、生活機能向上に資するリハを実施
(3)リハマネジメント加算（Ⅱ）を算定

※（Ⅰ）と（Ⅱ）は、短期集中個別リハ実施加算または生活行為向上リハ実施加算を算定している場合は算定しない

■生活行為向上リハビリテーション実施加算【新設】

開始月から起算して3月以内　2,000単位／月
開始月から起算して3月超6月以内　1,000単位／月

▶算定要件
・次に掲げる基準のいずれにも適合
(1)生活行為の内容充実を図るための専門的な知識や経験を有する作業療法士、または生活行為の内容充実を図るための研修を修了した理学療法士または言語聴覚士を配置
(2)生活行為の内容充実を図るための目標、目標を踏まえたリハの実施頻度、実施場所、実施時間等が記載されたリハ実施計画をあらかじめ定めて、リハを提供
(3)計画で定めた通所リハ実施期間中に通所リハ提供を終了した日前1月以内に、リハ会議を開催し、リハ目標達成状況と実施結果を報告
(4)リハマネジメント加算（Ⅱ）を算定

※短期集中個別リハ実施加算または認知症短期集中リハ実施加算を算定している場合は算定しない

■生活行為向上リハビリテーション実施加算の実施後に通所リハを継続した場合の減算【新設】

1日につき所定単位数の15／100に相当する単位数

▶算定要件
・生活行為向上リハ実施加算を算定し、作成したリハ実施計画書で定めた実施期間の翌月以降に、同一の利用者に対して通所リハを行った場合、6月間に限り減算

■中重度者ケア体制加算【新設】　20単位／日

▶算定要件
・指定基準に規定する看護職員または介護職員の員数に加え、看護職員または介護職員を常勤換算1人以上確保
・前年度または算定日が属する月の前3月間の利用者総数のうち、要介護3以上が30／100
・専従の看護職員1人以上配置

■社会参加支援加算【新設】　12単位／日

▶算定要件
・評価対象期間（前年1～12月）の次年度内に限り所定の単位数に加算
・次に掲げる基準のいずれにも適合
(1)評価対象期間において通所リハの提供を終了

（7面に続く）

(8面からの続き)

した者(生活行為向上リハ実施加算を算定した者を除く)のうち、通所介護、認知症対応型通所介護、通所事業その他社会参加に資する取り組みを実施した者の占める割合が5／100を超えている

(2)評価対象期間中に通所リハの提供を終了した日から起算して14日以降44日以内に、通所リハ事業所の従業者がリハ終了者の居宅を訪問する、またはケアマネから居宅サービス計画に関する情報提供を受けることにより、通所介護、認知症対応型通所介護、通所事業その他社会参加に資する取り組みの実施状況が、居宅訪問等をした日から起算して3月以上継続する見込みを確認し、記録している

・12月を利用者の平均利用月数で除した数が25／100以上

■重度療養管理加算

・対象者を要介護3まで拡大

通所系サービス共通(通所介護、通所リハ、認知症デイ)

■延長加算

◯通所介護・認知症デイ
12時間以上13時間未満　200単位
13時間以上14時間未満　250単位
◯通所リハ
10時間以上11時間未満　150単位
11時間以上12時間未満　200単位
12時間以上13時間未満　250単位
13時間以上14時間未満　300単位

■送迎が実施されない場合の減算【新設】
47単位／片道

◯送迎時における居宅内介助等の評価
▶算定要件
・居宅サービス計画と個別サービス計画に位置付けた上で実施。所要時間に含めることができる時間は30 分以内
・居宅内介助等を行う者は介護福祉士、介護職員初任者研修修了者等

特定施設入居者生活介護

イ　特定施設入居者生活介護費(1日につき)

要介護1	564単位		要介護1	533単位
要介護2	632単位		要介護2	597単位
要介護3	705単位	⇒	要介護3	666単位
要介護4	773単位		要介護4	730単位
要介護5	844単位		要介護5	798単位

ロ　外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費

基本サービス費(1日につき)87単位⇒　82単位
訪問介護・身体介護(1回につき)
15分未満　99単位　⇒　95単位
15分以上30分未満　199単位　⇒　191単位
30分以上1時間30分未満
271単位に15分増すごとに90単位を加算
⇒260単位に15分増すごとに86単位を加算
1時間30分以上
580単位に15分増すごとに37単位
⇒557単位に15分増すごとに36単位を加算
生活援助(1回につき)
15分未満　50単位　⇒　48単位
15分以上1時間未満
99単位に15分増すごとに50単位を加算
⇒95単位に15分増すごとに48単位を加算
1時間以上１時間15分未満 226単位
⇒　217単位
1時間15分以上　271単位
⇒　260単位
通院等乗降介助(1回につき)　90単位　⇒　86単位
◎限度単位数

要介護1	17,146単位	⇒	要介護1	16,203単位
要介護2	19,213単位	⇒	要介護2	18,149単位
要介護3	21,432単位	⇒	要介護3	20,246単位
要介護4	23,499単位	⇒	要介護4	22,192単位
要介護5	25,658単位	⇒	要介護5	24,259単位

ハ　短期利用特定施設入居者生活介護費(1日につき)
イと同様

■看取り介護加算
80単位／日
⇒　144単位／日(死亡日以前4日以上30日以下)
＜施設基準＞
・看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者または家族等に対して指針内容を説明し、同意を得ている
・医師、看護職員、介護職員、ケアマネその他の職種の者による協議の上、看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行う
・看取りに関する職員研修を行っている
＜利用者基準＞
・医師、看護職員、ケアマネその他の職種の者が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等の適当な者から説明を受け、同意している者(家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む)
・看取りに関する指針に基づき、利用者の状態または家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者(家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む)

■認知症専門ケア加算【新設】
(Ⅰ)3単位／日
(Ⅱ)4単位／日
▶算定要件
(Ⅰ)・利用者総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状または行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が２分の１以上
・認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、以下のとおり配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している
①対象者数が20人未満＝1人以上
②対象者数が20人以上＝１に、対象者数が19を超えて10またはその端数を増すごとに１を加えて得た数以上
・従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導に係る会議を定期的に開催している
(Ⅱ)・(Ⅰ)の基準のいずれにも適合
・認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を１人以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施している
・事業所における看護・介護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、計画に従い研修を実施、または実施を予定している

◯短期利用の要件緩和
空き部屋を活用した短期利用の要件となっている経験年数は、複数施設を運営する場合等を想定し、事業者としての経験を評価する方式に見直すとともに、本来入居者の入居率80％以上確保という要件を撤廃する
◯養護老人ホームにおけるサービス提供のあり方の見直し
養護老人ホームは外部サービス利用型だけではなく、一般型とすることができることとする

居宅介護支援

居宅介護支援費(Ⅰ)(１月につき)
(Ⅰ[illegible]
(Ⅰ[illegible]
(Ⅰ[illegible]
■認[illegible]
■独[illegible]
■特[illegible]
▶算[illegible]
・特[illegible]
上[illegible]
・対象サービス範囲の限定を外す
※ ９月１日から適用

■特定事業所加算
(Ⅰ)500単位　⇒　(Ⅰ)500単位
(Ⅱ)300単位　⇒　(Ⅱ)400単位
【新設】　⇒　(Ⅲ)300単位
▶算定要件
(Ⅰ)・常勤専従の主任ケアマネ２人以上配置
・常勤専従ケアマネ３人以上配置
・中重度者の割合40／100以上
・法定研修(実務研修科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」)等における実習受け入れ事業所となるなど、人材育成への協力体制確保＝16年度介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表日から適用＝
(Ⅱ)・常勤専従の主任ケアマネ１人以上配置
・常勤専従ケアマネ３人以上配置
・法定研修(実務研修科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」)等における実習受け入れ事業所となるなど、人材育成への協力体制確保＝16年度介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表日から適用＝
(Ⅲ)・常勤専従の主任ケアマネ１人以上配置
・常勤専従ケアマネ２人以上配置
・法定研修(実務研修科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」)等における実習受け入れ事業所となるなど、人材育成への協力体制確保＝16年度介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表日から適用＝

■介護予防支援費　414単位／月　⇒ 430単位／月

◯ケアマネは居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求める
◯地域ケア会議において個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には協力するよう努める

施設サービス

特　養

イ　介護福祉施設サービス費(1日につき)

(Ⅰ)＜従来型個室＞

要介護1	580単位		要介護1	547単位
要介護2	651単位	⇒	要介護2	614単位
要介護3	723単位		要介護3	682単位
要介護4	794単位	⇒	要介護4	749単位
要介護5	863単位		要介護5	814単位

(Ⅱ)＜多床室＞※2015年4月

要介護1	634単位		要介護1	594単位
要介護2	703単位		要介護2	661単位
要介護3	775単位	⇒	要介護3	729単位
要介護4	844単位		要介護4	796単位
要介護5	912単位		要介護5	861単位

※2015年8月以降

要介護1	547単位
要介護2	614単位
要介護3	682単位
要介護4	749単位
要介護5	814単位

(Ⅲ)＜多床室＞**【削除】**

小規模(Ⅰ)＜従来型個室＞

要介護1	742単位	⇒	要介護1	700単位
要介護2	809単位		要介護2	763単位
要介護3	880単位	⇒	要介護3	830単位
要介護4	947単位		要介護4	893単位
要介護5	1,013単位		要介護5	955単位

小規模(Ⅱ)＜多床室＞※2015年4月

要介護1	794単位		要介護1	747単位
要介護2	858単位		要介護2	810単位
要介護3	930単位	⇒	要介護3	877単位
要介護4	995単位		要介護4	940単位
要介護5	1,060単位		要介護5	1,002単位

※2015年8月以降

要介護1	700単位
要介護2	763単位
要介護3	830単位
要介護4	893単位
要介護5	955単位

小規模(Ⅲ)＜多床室＞**【削除】**

旧措置(Ⅰ)＜従来型個室＞

要介護1	580単位		要介護1	547単位
要介護2・3	693単位	⇒	要介護2・3	653単位
要介護4・5	828単位		要介護4・5	781単位

旧措置(Ⅱ)＜多床室＞※2015年4月

要介護1	634単位		要介護1	594単位
要介護2・3	744単位	⇒	要介護2・3	700単位
要介護4・5	878単位		要介護4・5	828単位

※2015年8月以降

要介護1	547単位
要介護2・3	653単位
要介護4・5	781単位

旧措置(Ⅲ)＜多床室＞**【削除】**

小規模旧措置(Ⅰ)＜従来型個室＞

要介護1	742単位		要介護1	700単位
要介護2・3	849単位	⇒	要介護2・3	800単位
要介護4・5	979単位		要介護4・5	923単位

小規模旧措置(Ⅱ)＜多床室＞

要介護1	794単位		要介護1	747単位
要介護2・3	899単位	⇒	要介護2・3	847単位
要介護4・5	1,027単位		要介護4・5	970単位

※2015年8月以降

要介護1	700単位
要介護2・3	800単位
要介護4・5	923単位

小規模旧措置(Ⅲ)＜多床室＞**【削除】**

ロ　ユニット型(1日につき)

(Ⅰ)＜ユニット型個室＞・(Ⅱ)＜ユニット型準個室＞

要介護1	663単位		要介護1	625単位
要介護2	733単位		要介護2	691単位
要介護3	807単位	⇒	要介護3	762単位
要介護4	877単位		要介護4	828単位
要介護5	947単位		要介護5	894単位

小規模(Ⅰ)＜ユニット型個室＞・(Ⅱ)＜ユニット型準個室＞

要介護1	813単位		要介護1	766単位
要介護2	879単位		要介護2	829単位
要介護3	951単位	⇒	要介護3	897単位
要介護4	1,018単位		要介護4	960単位
要介護5	1,084単位		要介護5	1,022単位

旧措置(Ⅰ)＜ユニット型個室＞・(Ⅱ)＜ユニット型準個室＞

要介護1	663単位		要介護1	625単位
要介護2・3	766単位	⇒	要介護2・3	722単位
要介護4・5	902単位	⇒	要介護4・5	850単位

小規模旧措置(Ⅰ)＜ユニット型個室＞・(Ⅱ)＜ユニット型準個室＞

要介護1	813単位		要介護1	766単位
要介護2・3	921単位	⇒	要介護2・3	868単位
要介護4・5	1,050単位		要介護4・5	990単位

■看取り介護加算
死亡日以前4日以上30日以下
80単位／日⇒144単位／日
※死亡日の前日及び前々日・死亡日については、現行と同様
▶算定要件
＜施設基準＞
・看取りの指針を定め、入所者またはその家族等に指針内容を説明し、同意を得る
・医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、看取りの実績等踏まえ、看取りに関する指針を見直す
＜利用者基準＞
・医師等が共同で作成した入所者の介護計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、計画に同意している者(家族等が説明を受けた上で、同意する者含む)
・看取りの指針に基づき、入所者の状態または家族の求め等に応じ、医師等の相互連携の下、介護記録

等入所者の記録を活用し行われる介護の説明を受け、同意した上で介護を受ける者（家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む）

■日常生活継続支援加算

23単位／日　⇒　（Ⅰ）36単位／日（従来型）
（Ⅱ）46単位／日（ユニット型）

▶算定要件

次のいずれかを満たすこと

・算定日の属する月の前6月間または前12月間の新規入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護4または5の者の占める割合が70／100以上
・算定日の属する月の前6月間または前12月間の新規入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状または行動が認められ、介護を必要とする認知症である者の占める割合が65／100以上
・たん吸引等（口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部の喀たん吸引、胃ろう・腸ろうによる経管栄養及び経鼻経管栄養）を必要とする者の占める割合が15／100以上

■在宅・入所相互利用加算

30単位／日　⇒40単位／日

▶算定要件

＜利用者基準＞

在宅生活を継続する観点から、複数の者であらかじめ在宅期間及び入所期間（入所期間が3月を超えるときは、3月を限度）を定め、居室を計画的に利用している者

※「同一の個室」の計画的な利用、要介護3以上である者の要件は撤廃

■障害者生活支援体制加算

▶算定要件

＜利用者基準＞

視覚・聴覚・言語機能に重度の障害のある者または重度の知的障害者・精神障害者

＜障害者生活支援員の基準＞

・視覚障害＝点字の指導、点訳、歩行支援等を行える者
・聴覚障害または言語機能障害＝手話通訳等を行える者
・知的障害＝知的障害者福祉法第14条各号に掲げる者またはこれらに準ずる者（医師、社会福祉士、知的障害者の福祉に関する事業に2年以上従事した経験を有する社会福祉主事、知的障害者福祉司として必要な学識経験を有する者など）
・精神障害＝精神保健福祉士または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第12条各号に掲げる者（医師、精神保健・精神障害者の福祉に関する経験を有し指定講習会の課程を修了した保健師、精神保健福祉相談員として必要な知識・経験を有する者など）

■経口移行加算

▶算定要件

・経口移行計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士または栄養士による栄養管理、言語聴覚士または看護職員による支援が行われた場合、1日につき算定
・栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない

■経口維持加算

経口維持加算（Ⅰ）28単位／日⇒　（Ⅰ）400単位／月
経口維持加算（Ⅱ）　5単位／日
【新設】（Ⅱ）100単位／月

▶算定要件

（Ⅰ）・現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師または歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、ケアマネその他の職種の者が共同して、栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに経口維持計画を作成している場合であって、計画に従い、医師または歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合、指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る）を受けた管理栄養士等が栄養管理を行った場合、計画が作成された日の属する月から起算して6月以内に限り、１月につき所定単位数を加算
・経口移行加算、栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない

（Ⅱ）・協力歯科医療機関を定め、（Ⅰ）で行う食事の観察及び会議等に、医師（人員基準に規定する医師を除く）、歯科医師、歯科衛生士または言語聴覚士が加わった場合、（Ⅰ）に加えて１月につき所定単位数を加算
・（Ⅰ）を算定していない場合は算定しない

■口腔衛生管理体制加算・口腔衛生管理加算（口腔機能維持管理体制加算・口腔機能維持管理加算を名称変更）

■

▶

・

介護新聞
適用される」ことを明確にする

■多床室における居住費負担見直し（施設・短期入所サービス共通）

基準費用額と負担限度額

	食費	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室（特養等）	従来型個室（老健・療養等）	多床室（特養等）	多床室（老健・療養等）
基準費用額	1,380	1,970	1,640	1,150	1,640	320+50[※1]+470[※2]=840	320+50[※1]=370
負担限度額（利用者負担第3段階）	650	1,310	1,310	820	1,310	320+50[※1]=370	320+50[※1]=370
負担限度額（利用者負担第2段階）	390	820	490	420	490	320+50[※1]=370	320+50[※1]=370
負担限度額（利用者負担第1段階）	300	820	490	320	490	0	0

※１　直近の家計調査における光熱水費の額が現行の基準費用額・負担限度額を上回っていることを踏まえた見直しで50円/日

※２　特養多床室の入所者に対して室料相当の負担を求めることに伴う見直しで470円/日。短期入所生活介護も同様（実施は15年8月から）

老　健

イ　介護保健施設サービス費（1日につき）

（Ⅰ—i）＜従来型個室＞＝従来型＝

要介護1	716単位	要介護1	695単位
要介護2	763単位	要介護2	740単位
要介護3	826単位 ⇒	要介護3	801単位
要介護4	879単位	要介護4	853単位
要介護5	932単位	要介護5	904単位

（Ⅰ—ii）＜従来型個室＞＝在宅強化型＝

要介護1	745単位	要介護1	733単位
要介護2	817単位	要介護2	804単位
要介護3	880単位 ⇒	要介護3	866単位
要介護4	937単位	要介護4	922単位
要介護5	993単位	要介護5	977単位

（Ⅰ—iii）＜多床室＞＝従来型＝

要介護1	792単位	要介護1	768単位
要介護2	841単位 ⇒	要介護2	816単位
要介護3	904単位	要介護3	877単位
要介護4	957単位 ⇒	要介護4	928単位
要介護5	1,011単位	要介護5	981単位

（Ⅰ—iv）＜多床室＞＝在宅強化型＝

要介護1	825単位	要介護1	812単位
要介護2	900単位	要介護2	886単位
要介護3	963単位 ⇒	要介護3	948単位
要介護4	1,020単位	要介護4	1,004単位
要介護5	1,076単位	要介護5	1,059単位

（Ⅱ—i）＜従来型個室＞＝療養型＝

要介護1	741単位	要介護1	723単位
要介護2	824単位	要介護2	804単位
要介護3	940単位 ⇒	要介護3	917単位
要介護4	1,017単位	要介護4	993単位
要介護5	1,093単位	要介護5	1,067単位

（Ⅱ—ii）＜従来型個室＞＝療養強化型＝

要介護1	741単位	要介護1	723単位
要介護2	824単位	要介護2	804単位
要介護3	1,010単位 ⇒	要介護3	986単位
要介護4	1,086単位	要介護4	1,060単位
要介護5	1,163単位 ⇒	要介護5	1,135単位

（Ⅱ—iii）＜多床室＞＝療養型＝

要介護1	820単位	要介護1	800単位
要介護2	904単位	要介護2	882単位
要介護3	1,020単位 ⇒	要介護3	996単位
要介護4	1,097単位	要介護4	1,071単位
要介護5	1,173単位	要介護5	1,145単位

（Ⅱ—iv）＜多床室＞＝療養強化型＝

要介護1	820単位	要介護1	800単位
要介護2	904単位	要介護2	882単位
要介護3	1,089単位 ⇒	要介護3	1,063単位
要介護4	1,166単位	要介護4	1,138単位
要介護5	1,243単位	要介護5	1,213単位

（Ⅲ—i）＜従来型個室＞＝療養型＝

要介護1	741単位	要介護1	723単位
要介護2	818単位	要介護2	798単位
要介護3	913単位 ⇒	要介護3	891単位
要介護4	990単位	要介護4	966単位
要介護5	1,066単位	要介護5	1,040単位

（Ⅲ—ii）＜従来型個室＞＝療養強化型＝

要介護1	741単位	要介護1	723単位
要介護2	818単位	要介護2	798単位
要介護3	983単位 ⇒	要介護3	959単位
要介護4	1,059単位	要介護4	1,034単位
要介護5	1,136単位	要介護5	1,109単位

（Ⅲ—iii）＜多床室＞＝療養型＝

要介護1	820単位	要介護1	800単位
要介護2	898単位	要介護2	876単位
要介護3	993単位 ⇒	要介護3	969単位
要介護4	1,069単位	要介護4	1,043単位
要介護5	1,146単位	要介護5	1,118単位

（Ⅲ—iv）＜多床室＞＝療養強化型＝

要介護1	820単位	要介護1	800単位
要介護2	898単位	要介護2	876単位
要介護3	1,062単位 ⇒	要介護3	1,037単位
要介護4	1,139単位	要介護4	1,112単位
要介護5	1,215単位	要介護5	1,186単位

ロ　ユニット型（1日につき）

（Ⅰ—i）＜ユニット型個室＞＝従来型＝

要介護1	795単位	要介護1	774単位
要介護2	842単位	要介護2	819単位
要介護3	907単位 ⇒	要介護3	881単位
要介護4	960単位	要介護4	934単位
要介護5	1,014単位	要介護5	985単位

（Ⅰ—ii）＜ユニット型個室＞＝在宅強化型＝

要介護1	828単位	要介護1	816単位
要介護2	903単位	要介護2	890単位
要介護3	966単位 ⇒	要介護3	952単位
要介護4	1,023単位	要介護4	1,008単位
要介護5	1,079単位	要介護5	1,063単位

（Ⅰ—iii）＜ユニット型準個室＞＝従来型＝

要介護1	795単位	要介護1	774単位
要介護2	842単位	要介護2	819単位
要介護3	907単位 ⇒	要介護3	881単位
要介護4	960単位	要介護4	934単位
要介護5	1,014単位	要介護5	985単位

（Ⅰ—iv）＜ユニット型準個室＞＝在宅強化型＝

要介護1	828単位	要介護1	816単位
要介護2	903単位	要介護2	890単位
要介護3	966単位 ⇒	要介護3	952単位
要介護4	1,023単位	要介護4	1,008単位
要介護5	1,079単位	要介護5	1,063単位

（Ⅱ—i）＜ユニット型個室＞＝療養型＝

要介護1	903単位	要介護1	885単位
要介護2	987単位	要介護2	966単位
要介護3	1,102単位 ⇒	要介護3	1,079単位
要介護4	1,179単位	要介護4	1,155単位
要介護5	1,256単位	要介護5	1,229単位

（Ⅱ—ii）＜ユニット型個室＞＝療養強化型＝

要介護1	903単位	要介護1	885単位
要介護2	987単位	要介護2	966単位
要介護3	1,172単位 ⇒	要介護3	1,148単位
要介護4	1,249単位	要介護4	1,222単位
要介護5	1,325単位	要介護5	1,297単位

（Ⅱ—iii）＜ユニット型準個室＞＝療養型＝

要介護1	903単位	要介護1	885単位
要介護2	987単位	要介護2	966単位
要介護3	1,102単位 ⇒	要介護3	1,079単位
要介護4	1,179単位	要介護4	1,155単位
要介護5	1,256単位	要介護5	1,229単位

（Ⅱ—iv）＜ユニット型準個室＞＝療養強化型＝

要介護1	903単位	要介護1	885単位
要介護2	987単位	要介護2	966単位
要介護3	1,172単位 ⇒	要介護3	1,148単位
要介護4	1,249単位	要介護4	1,222単位
要介護5	1,325単位	要介護5	1,297単位

（Ⅲ—i）＜ユニット型個室＞＝療養型＝

要介護1	903単位	要介護1	885単位
要介護2	981単位	要介護2	960単位
要介護3	1,075単位 ⇒	要介護3	1,053単位
要介護4	1,152単位	要介護4	1,128単位
要介護5	1,228単位	要介護5	1,202単位

（Ⅲ—ii）＜ユニット型個室＞＝療養強化型＝

要介護1	903単位	要介護1	885単位
要介護2	981単位	要介護2	960単位
要介護3	1,145単位 ⇒	要介護3	1,121単位
要介護4	1,221単位	要介護4	1,196単位
要介護5	1,298単位	要介護5	1,271単位

（Ⅲ—iii）＜ユニット型準個室＞＝療養型＝

要介護1	903単位	要介護1	885単位
要介護2	981単位	要介護2	960単位
要介護3	1,075単位 ⇒	要介護3	1,053単位
要介護4	1,152単位	要介護4	1,128単位
要介護5	1,228単位	要介護5	1,202単位

（Ⅲ—iv）＜ユニット型準個室＞＝療養強化型＝

要介護1	903単位	要介護1	885単位
要介護2	981単位	要介護2	960単位
要介護3	1,145単位 ⇒	要介護3	1,121単位
要介護4	1,221単位	要介護4	1,196単位
要介護5	1,298単位	要介護5	1,271単位

■在宅復帰・在宅療養支援機能加算

21単位／日　⇒　27単位／日

■入所前後訪問指導加算

460単位／回　⇒　（Ⅰ）450単位／回
（Ⅱ）480単位／回

▶算定要件（入所中1回を限度に算定）

（Ⅰ）・退所を目的とした施設サービス計画策定及び診療方針決定を行った場合

（Ⅱ）・退所を目的とした施設サービス計画策定及び診療方針決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定め、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合

■経口移行加算

▶算定要件（特養と同様）

■経口維持加算

経口維持加算（Ⅰ）28単位／日⇒　（Ⅰ）400単位／月
経口維持加算（Ⅱ）　5単位／日
【新設】（Ⅱ）100単位／月

（5面に続く）

（6面からの続き）

▶算定要件（特養と同様）

■口腔衛生管理体制加算・口腔衛生管理加算（口腔機能維持管理体制加算・口腔機能維持管理加算を名称変更）

■療養食加算

23単位／日　⇒　18単位

▶算定要件（特養と同様）

○看護・介護職員に係る専従常勤要件の緩和（非常勤職員を充てても差し支えない場合の要件）
①繁忙時に多数の職員を配置することで業務の円滑化が図られる場合
②看護・介護職員が併設介護サービス事業所の職務に従事する場合（追加）
※次のいずれにも適合
①常勤職員の看護・介護職員が基準省令によって算定される員数の7割程度確保されている
②常勤職員に代えて非常勤職員を充てる場合の勤務時間数が、常勤職員を充てる場合の勤務時間数以上

介護療養型

イ　療養病床を有する病院（1日につき）

療養型（Ⅰ）看護6：1　介護4：1

（Ⅰ―i）＜従来型個室＞

要介護1	676単位		要介護1	641単位
要介護2	785単位		要介護2	744単位
要介護3	1,020単位	⇒	要介護3	967単位
要介護4	1,120単位		要介護4	1,062単位
要介護5	1,210単位		要介護5	1,147単位

（Ⅰ―ii）＜従来型個室＞＝療養機能強化型A＝**【新設】**

要介護1	669単位	
要介護2	777単位	
要介護3	1,010単位	
要介護4	1,109単位	
要介護5	1,198単位	

（Ⅰ―iii）＜従来型個室＞＝療養機能強化型B＝**【新設】**

要介護1	659単位	
要介護2	765単位	
要介護3	995単位	
要介護4	1,092単位	
要介護5	1,180単位	

（Ⅰ―iv）＜多床室＞

要介護1	786単位		要介護1	745単位
要介護2	895単位		要介護2	848単位
要介護3	1,130単位	⇒	要介護3	1,071単位
要介護4	1,230単位		要介護4	1,166単位
要介護5	1,320単位		要介護5	1,251単位

（Ⅰ―v）＜多床室＞＝療養機能強化型A＝**【新設】**

要介護1	778単位	
要介護2	886単位	
要介護3	1,119単位	
要介護4	1,218単位	
要介護5	1,307単位	

（Ⅰ―vi）＜多床室＞＝療養機能強化型B＝**【新設】**

要介護1	766単位	
要介護2	873単位	
要介護3	1,102単位	
要介護4	1,199単位	
要介護5	1,287単位	

療養型（Ⅱ）看護6：1　介護5：1

（Ⅱ―i）＜従来型個室＞

要介護1	616単位		要介護1	586単位
要介護2	724単位		要介護2	689単位
要介護3	883単位	⇒	要介護3	841単位
要介護4	1,037単位		要介護4	987単位
要介護5	1,079単位		要介護5	1,027単位

（Ⅱ―ii）＜従来型個室＞＝療養機能強化型＝**【新設】**

要介護1	601単位	
要介護2	707単位	
要介護3	862単位	
要介護4	1,012単位	
要介護5	1,053単位	

（Ⅱ―iii）＜多床室＞

要介護1	726単位		要介護1	691単位
要介護2	834単位		要介護2	794単位
要介護3	993単位	⇒	要介護3	945単位
要介護4	1,147単位		要介護4	1,092単位
要介護5	1,188単位		要介護5	1,131単位

（Ⅱ―iv）＜多床室＞＝療養機能強化型＝**【新設】**

要介護1	709単位	
要介護2	814単位	
要介護3	969単位	
要介護4	1,119単位	
要介護5	1,159単位	

療養型（Ⅲ）看護6：1　介護6：1

（Ⅲ―i）＜従来型個室＞

要介護1	587単位		要介護1	564単位
要介護2	697単位		要介護2	670単位
要介護3	846単位	⇒	要介護3	813単位
要介護4	1,001単位		要介護4	962単位
要介護5	1,042単位		要介護5	1,001単位

（Ⅲ―ii）＜多床室＞

要介護1	697単位		要介護1	670単位
要介護2	806単位		要介護2	775単位
要介護3	956単位	⇒	要介護3	919単位
要介護4	1,111単位		要介護4	1,068単位
要介護5	1,152単位	⇒	要介護5	1,107単位

療養型経過型（Ⅰ）看護6：1　介護4：1

（Ⅰ―i）＜従来型個室＞

要介護1	676単位		要介護1	650単位
要介護2	785単位		要介護2	754単位
要介護3	933単位	⇒	要介護3	897単位
要介護4	1,023単位		要介護4	983単位
要介護5	1,113単位		要介護5	1,070単位

（Ⅰ―ii）＜多床室＞

要介護1	786単位		要介護1	755単位
要介護2	895単位		要介護2	860単位
要介護3	1,043単位	⇒	要介護3	1,002単位
要介護4	1,133単位		要介護4	1,089単位
要介護5	1,223単位		要介護5	1,175単位

療養型経過型（Ⅱ）看護8：1　介護4：1

（Ⅱ―i）＜従来型個室＞

要介護1	676単位		要介護1	650単位
要介護2	785単位		要介護2	754単位
要介護3	892単位	⇒	要介護3	857単位
要介護4	982単位		要介護4	944単位
要介護5	1,072単位		要介護5	1,030単位

（Ⅱ―ii）＜多床室＞

要介護1	786単位		要介護1	755単位
要介護2	895単位		要介護2	860単位
要介護3	1,001単位	⇒	要介護3	962単位
要介護4	1,091単位		要介護4	1,048単位
要介護5	1,182単位		要介護5	1,136単位

ユニット型療養型

（Ⅰ）＜ユニット型個室＞・（Ⅳ）＜ユニット型準個室＞

要介護1	789単位		要介護1	767単位
要介護2	898単位		要介護2	870単位
要介護3	1,133単位	⇒	要介護3	1,093単位
要介護4	1,233単位		要介護4	1,188単位
要介護5	1,323単位		要介護5	1,273単位

（Ⅱ）＜ユニット型個室＞＝療養機能強化型A＝・（Ⅴ）＜ユニット型準個室＞＝療養機能強化型A＝**【新設】**

要介護1	795単位	
要介護2	903単位	
要介護3	1,136単位	
要介護4	1,235単位	
要介護5	1,324単位	

（Ⅲ）＜
＜ユ

ユニ
（Ⅰ）＜
要
要
要

要介護4	1,136単位		要介護4	1,091単位
要介護5	1,226単位		要介護5	1,176単位

ロ　療養病床を有する診療所

診療所型（Ⅰ）（1日につき）看護6：1　介護6：1

（Ⅰ―i）＜従来型個室＞

要介護1	657単位		要介護1	623単位
要介護2	709単位		要介護2	672単位
要介護3	760単位	⇒	要介護3	720単位
要介護4	810単位		要介護4	768単位
要介護5	862単位		要介護5	817単位

（Ⅰ―ii）＜従来型個室＞＝療養機能強化型A＝**【新設】**

要介護1	650単位	
要介護2	702単位	
要介護3	752単位	
要介護4	802単位	
要介護5	853単位	

（Ⅰ―iii）＜従来型個室＞＝療養機能強化型B＝**【新設】**

要介護1	641単位	
要介護2	691単位	
要介護3	741単位	
要介護4	790単位	
要介護5	840単位	

（Ⅰ―iv）＜多床室＞**【新設】**

要介護1	727単位	
要介護2	775単位	
要介護3	825単位	
要介護4	872単位	
要介護5	921単位	

（Ⅰ―v）＜多床室＞＝療養機能強化型A＝

要介護1	767単位		要介護1	759単位
要介護2	818単位		要介護2	810単位
要介護3	870単位	⇒	要介護3	861単位
要介護4	920単位		要介護4	911単位
要介護5	972単位		要介護5	962単位

（Ⅰ―vi）＜多床室＞＝療養機能強化型B＝**【新設】**

要介護1	748単位	
要介護2	798単位	
要介護3	848単位	
要介護4	897単位	
要介護5	948単位	

診療所型（Ⅱ）看護・介護3：1

（Ⅱ―i）＜従来型個室＞

要介護1	568単位		要介護1	546単位
要介護2	614単位		要介護2	590単位
要介護3	659単位	⇒	要介護3	633単位
要介護4	705単位		要介護4	678単位
要介護5	750単位		要介護5	721単位

（Ⅱ―ii）＜多床室＞

要介護1	678単位		要介護1	652単位
要介護2	723単位		要介護2	695単位
要介護3	769単位	⇒	要介護3	739単位
要介護4	814単位		要介護4	782単位
要介護5	860単位		要介護5	826単位

ユニット型診療所

（Ⅰ）＜ユニット型個室＞・（Ⅳ）＜ユニット型準個室＞

要介護1	770単位		要介護1	748単位
要介護2	821単位		要介護2	797単位
要介護3	873単位	⇒	要介護3	845単位
要介護4	923単位		要介護4	893単位
要介護5	975単位		要介護5	942単位

（Ⅱ）＜ユニット型個室＞＝療養機能強化型A＝・（Ⅴ）＜ユニット型準個室＞＝療養機能強化型A＝**【新設】**

要介護1	775単位	
要介護2	827単位	
要介護3	877単位	⇒
要介護4	927単位	
要介護5	978単位	

（Ⅲ）＜ユニット型個室＞＝療養機能強化型B＝・（Ⅵ）＜ユニット型準個室＞＝療養機能強化型B＝**【新設】**

要介護1	766単位	
要介護2	816単位	
要介護3	866単位	
要介護4	915単位	
要介護5	965単位	

ハ　老人性認知症疾患療養病棟を有する病院

認知症疾患型（Ⅰ）看護3：1　介護6：1

（Ⅰ―i）＜従来型個室＞

要介護1	1,006単位		要介護1	967単位
要介護2	1,073単位		要介護2	1,031単位
要介護3	1,139単位	⇒	要介護3	1,095単位
要介護4	1,206単位		要介護4	1,159単位
要介護5	1,273単位		要介護5	1,223単位

（Ⅰ―ii）＜多床室＞

要介護1	1,116単位		要介護1	1,072単位
要介護2	1,183単位		要介護2	1,137単位
要介護3	1,249単位	⇒	要介護3	1,200単位
要介護4	1,316単位		要介護4	1,265単位
要介護5	1,382単位		要介護5	1,328単位

認知症疾患型（Ⅱ）看護・介護4：1

（Ⅱ―i）＜従来型個室＞

要介護1	949単位		要介護1	912単位
要介護2	1,019単位		要介護2	979単位
要介護3	1,089単位	⇒	要介護3	1,047単位
要介護4	1,159単位		要介護4	1,114単位
要介護5	1,228単位		要介護5	1,180単位

（Ⅱ―ii）＜多床室＞

要介護1	1,059単位		要介護1	1,018単位
要介護2	1,129単位		要介護2	1,085単位
要介護3	1,198単位	⇒	要介護3	1,151単位
要介護4	1,269単位		要介護4	1,220単位
要介護5	1,338単位		要介護5	1,286単位

認知症疾患型（Ⅲ）看護4：1介護5：1

（Ⅲ―i）＜従来型個室＞

要介護1	920単位		要介護1	884単位
要介護2	989単位		要介護2	950単位
要介護3	1,056単位	⇒	要介護3	1,015単位
要介護4	1,124単位		要介護4	1,080単位
要介護5	1,191単位		要介護5	1,145単位

（Ⅲ―ii）＜多床室＞

要介護1	1,030単位		要介護1	990単位
要介護2	1,098単位		要介護2	1,055単位
要介護3	1,166単位	⇒	要介護3	1,121単位
要介護4	1,234単位		要介護4	1,186単位
要介護5	1,301単位		要介護5	1,250単位

認知症疾患型（Ⅳ）看護4：1介護6：1

（Ⅳ―i）＜従来型個室＞

要介護1	904単位		要介護1	869単位
要介護2	971単位		要介護2	933単位
要介護3	1,037単位	⇒	要介護3	997単位
要介護4	1,104単位		要介護4	1,061単位
要介護5	1,171単位		要介護5	1,125単位

（Ⅳ―ii）＜多床室＞

要介護1	1,014単位		要介護1	974単位
要介護2	1,081単位		要介護2	1,039単位
要介護3	1,147単位	⇒	要介護3	1,102単位
要介護4	1,214単位		要介護4	1,167単位
要介護5	1,280単位		要介護5	1,230単位

認知症疾患型（Ⅴ）

（Ⅴ―i）＜従来型個室＞

要介護1	843単位		要介護1	810単位
要介護2	909単位		要介護2	874単位
要介護3	976単位	⇒	要介護3	938単位
要介護4	1,043単位		要介護4	1,002単位
要介護5	1,109単位		要介護5	1,066単位

（Ⅴ―ii）＜多床室＞

要介護1	953単位		要介護1	916単位
要介護2	1,019単位		要介護2	979単位
要介護3	1,086単位	⇒	要介護3	1,044単位
要介護4	1,153単位		要介護4	1,108単位
要介護5	1,219単位		要介護5	1,171単位

認知症疾患型経過型（Ⅰ）（1日につき）

（Ⅰ）＜従来型個室＞

要介護1	746単位		要介護1	717単位
要介護2	812単位		要介護2	780単位
要介護3	879単位	⇒	要介護3	845単位
要介護4	946単位		要介護4	909単位
要介護5	1,012単位		要介護5	973単位

（Ⅱ）＜多床室＞

要介護1	856単位		要介護1	823単位
要介護2	922単位		要介護2	886単位
要介護3	989単位	⇒	要介護3	950単位
要介護4	1,056単位		要介護4	1,015単位
要介護5	1,122単位		要介護5	1,078単位

ユニット型認知症疾患型(Ⅰ)(大学病院等)
(Ⅰ―i)＜ユニット型個室＞・(Ⅰ―ii)＜ユニット型準個室＞

要介護1	1,119単位		要介護1	1,093単位
要介護2	1,185単位		要介護2	1,157単位
要介護3	1,252単位	⇒	要介護3	1,221単位
要介護4	1,319単位		要介護4	1,285単位
要介護5	1,385単位		要介護5	1,349単位

ユニット型認知症疾患型(Ⅱ)(一般病院)
(Ⅱ―i)＜ユニット型個室＞・(Ⅱ―ii)＜ユニット型準個室＞

要介護1	1,062単位		要介護1	1,038単位
要介護2	1,132単位		要介護2	1,105単位
要介護3	1,201単位	⇒	要介護3	1,173単位
要介護4	1,272単位		要介護4	1,240単位
要介護5	1,341単位		要介護5	1,306単位

療養機能強化型の施設基準

＜療養機能強化型A（療養型・診療所型Ⅰ－ii・v、ユニット型療養型・診療所型Ⅱ・Ⅴ）＞

・次のいずれにも適合
①算定日が属する月の前３月間における入院患者等のうち、重篤な身体疾患を有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者の割合が50／100以上
②算定日が属する月の前３月間における入院患者等のうち、喀たん吸引、経管栄養またはインスリン注射が実施された者の割合が50／100以上
・算定日が属する月の前3月間における入院患者等のうち、次のいずれにも適合する者の割合が10／100以上
①医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者
②入院患者または家族等の同意を得て、入院患者のターミナルケアに係る計画を作成
③医師、看護師、介護職員等が共同して、入院患者の状態または家族の求め等に応じ随時、本人または家族への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われている
・生活機能を維持改善するリハを実施
・地域貢献活動の実施(15年度に限り、16年度中において活動を行うことが見込まれるのを含む)
※療養病床を有する病院
・看護職員数が常勤換算方法で、入院患者等の合計数が6または端数を増すごとに1以上
・介護職員数が常勤換算方法で、入院患者等の合計数が4または端数を増すごとに1以上
※療養病床を有する診療所
・看護職員数(療養病床を有する病院と同様)
・介護職員数が常勤換算方法で、入院患者等の合計数が6または端数を増すごとに1以上

＜療養機能強化型B（療養型・診療所型Ⅰ－iii・vi、ユニット型療養型・診療所型Ⅲ・Ⅵ＞

・次のいずれにも適合
①算定日が属する月の前３月間における入院患者等のうち、重篤な身体疾患を有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者の割合が50／100以上(療養病床を有する診療所の場合は40／100)
②算定日が属する月の前３月間における入院患者等のうち、喀たん吸引、経管栄養またはインスリン注射が実施された者の割合が30／100以上(療養病床を有する診療所の場合は20／100)
・算定日が属する月の前3月間における入院患者等のうち、次のいずれにも適合する者の割合が5／100以上
①医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者
②入院患者または家族等の同意を得て、入院患者のターミナルケアに係る計画を作成
③医師、看護師、介護職員等が共同して、入院患者の状態または家族の求め等に応じ随時、本人または家族への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われている
・生活機能を維持改善するリハを実施
・地域貢献活動の実施(15年度に限り、16年度中において活動を行うことが見込まれるのを含む)
※療養病床を有する病院
・看護職員数が常勤換算方法で、入院患者等の合計数が6または端数を増すごとに1以上
・介護職員数が常勤換算方法で、入院患者等の合計数が4または端数を増すごとに1以上
または
※療養病床を有する診療所
・看護職員数(療養病床を有する病院と同様)
・介護職員数が常勤換算方法で、入院患者等の合計数が6または端数を増すごとに1以上

＜療養機能強化型(療養型Ⅱ－ii・iv)＞

・次のいずれにも適合
①算定日が属する月の前３月間における入院患者等のうち、重篤な身体疾患を有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者の割合が50／100以上
②算定日が属する月の前３月間における入院患者等のうち、喀たん吸引、経管栄養またはインスリン注射が実施された者の割合が30／100以上
・算定日が属する月の前3月間における入院患者等のうち、次のいずれにも適合する者の割合が5／100以上
①医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者
②入院患者または家族等の同意を得て、入院患者のターミナルケアに係る計画を作成
③医師、看護師、介護職員等が共同して、入院患者の状態または家族の求め等に応じ随時、本人または家族への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われている
・生活機能を維持改善するリハを実施
・地域貢献活動の実施(15年度に限り、16年度中において活動を行うことが見込まれるのを含む)
※療養病床を有する病院
・看護職員数が常勤換算方法で、入院患者等の合計数が6または端数を増すごとに1以上
・介護職員数が常勤換算方法で、入院患者等の合計数が4または端数を増すごとに1以上
※療養病床を有する診療所
・看護職員数(療養病床を有する病院と同様)
・介護職員数が常勤換算方法で、入院患者等の合計数が6または端数を増すごとに1以上

■経口移行加算
▶算定要件(特養と同様)

■経口維持加算

■経口維持加算
経口維持加算(Ⅰ)28単位／日 ⇒ (Ⅰ)400単位／月
経口維持加算(Ⅱ) 5単位／日
【新設】(Ⅱ)100単位／月
▶算定要件(特養と同様)

■口腔衛生管理体制加算・口腔衛生管理加算(口腔機能維持管理体制加算・口腔機能維持管理加算を名称変更)

■療養食加算
23単位／日 ⇒ 18単位
▶算定要件(特養と同様)

地域密着型サービス

定

イ

(1)要				
要				
要				
要				
要				
(2)要				
要				
要				
要介護3	20,838単位	⇒	要介護3	19,686単位
要介護4	25,454単位		要介護4	24,268単位
要介護5	30,623単位		要介護5	29,399単位

ロ　(Ⅱ)連携型(１月につき)
イ(Ⅰ)(1)と同様

■通所系サービス(通所介護、通所リハ、認知症デイ)利用者に対する減算(１日当たり)
イ(Ⅰ)(1)、ロ(Ⅱ)の利用者の所定単位数を算定する場合

要介護1	146単位		要介護1	62単位
要介護2	243単位		要介護2	111単位
要介護3	389単位	⇒	要介護3	184単位
要介護4	486単位		要介護4	233単位
要介護5	583単位		要介護5	281単位

イ(Ⅰ)(2)の所定単位数を算定する場合

要介護1	202単位		要介護1	91単位
要介護2	304単位		要介護2	141単位
要介護3	452単位	⇒	要介護3	216単位
要介護4	553単位		要介護4	266単位
要介護5	665単位		要介護5	322単位

■同一建物に対する減算【新設】
１月につき600単位を所定単位数から減算
▶算定要件
・事業所と同一敷地内または隣接する敷地内の建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る)に居住する利用者に対しサービスを行った場合

■総合マネジメント体制強化加算【新設】
1,000単位／月
▶算定要件
・次に掲げる基準のいずれにも適合
(1)個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直している
(2)各サービスの特性に応じて、病院または診療所等に対し、日常的に情報提供等を行っている

○訪問看護サービスの提供体制見直し
一体型事業所における訪問看護サービスの一部について、他の訪問看護事業所との契約に基づき、行わせることを可能とする
○オペレーター配置基準等の緩和
夜間から早朝まで(午後６時から午前８時まで)の間にオペレーターとして充てることができる施設・事業所の範囲として「同一敷地内または隣接する施設・事業所」を追加。複数事業所の機能を集約し、通報を受け付ける業務形態の規定を緩和する
○介護・医療連携推進会議と外部評価の効率化
自己評価を行い、市町村や地域包括支援センター等の第三者が出席する介護・医療連携推進会議に報告した上で公表する仕組みとする

夜間対応型訪問介護

イ　夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)
(1)基本夜間対応型訪問介護費(1月につき)
1,006単位 ⇒ 981単位
(2)定期巡回サービス費(１回につき)
383単位 ⇒ 368単位
(3)随時訪問サービス費(Ⅰ)(1回につき)
583単位 ⇒ 560単位
(4)随時訪問サービス費(Ⅱ)(1回につき)
785単位 ⇒ 754単位

ロ　夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)(１月につき)
2,775単位 ⇒ 2,667単位

認知症対応型通所介護

(1)(Ⅰ―ⅰ)単独型(1日につき)
3時間以上5時間未満

要介護1	593単位		要介護1	564単位
要介護2	652単位		要介護2	620単位
要介護3	712単位	⇒	要介護3	678単位
要介護4	773単位		要介護4	735単位
要介護5	832単位		要介護5	792単位

５時間以上７時間未満

要介護1	910単位		要介護1	865単位
要介護2	1,007単位		要介護2	958単位
要介護3	1,104単位	⇒	要介護3	1,050単位
要介護4	1,201単位		要介護4	1,143単位
要介護5	1,299単位		要介護5	1,236単位

７時間以上９時間未満

要介護1	1,036単位		要介護1	985単位
要介護2	1,148単位		要介護2	1,092単位
要介護3	1,261単位	⇒	要介護3	1,199単位
要介護4	1,374単位		要介護4	1,307単位
要介護5	1,486単位		要介護5	1,414単位

(2)(Ⅰ―ⅱ)併設型(1日につき)
3時間以上5時間未満

要介護1	536単位		要介護1	510単位
要介護2	590単位		要介護2	561単位
要介護3	643単位	⇒	要介護3	612単位
要介護4	697単位		要介護4	663単位
要介護5	751単位		要介護5	714単位

５時間以上７時間未満

要介護1	818単位		要介護1	778単位
要介護2	905単位		要介護2	861単位
要介護3	992単位	⇒	要介護3	944単位
要介護4	1,079単位		要介護4	1,026単位
要介護5	1,166単位		要介護5	1,109単位

７時間以上９時間未満

要介護1	930単位		要介護1	885単位
要介護2	1,030単位		要介護2	980単位
要介護3	1,131単位	⇒	要介護3	1,076単位
要介護4	1,232単位		要介護4	1,172単位
要介護5	1,332単位		要介護5	1,267単位

小規模多機能型居宅介護費

イ　小規模多機能型居宅介護費(１月につき)

要介護1	11,505単位
要介護2	16,432単位
要介護3	23,439単位
要介護4	25,765単位
要介護5	28,305単位

⇓

イ(1)同一建物に居住する者以外**【新設】**

要介護1	10,320単位
要介護2	15,167単位
要介護3	22,062単位
要介護4	24,350単位
要介護5	26,849単位

イ(2)同一建物に居住する者**【新設】**

要介護1	9,298単位
要介護2	13,665単位
要介護3	19,878単位
要介護4	21,939単位
要介護5	24,191単位

ロ　短期利用居宅介護費(１日につき)【新設】

要介護1	565単位
要介護2	632単位
要介護3	700単位
要介護4	767単位
要介護5	832単位

▶算定要件
イ(1)・登録者が事業所と同一建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る)以外の建物に居住する場合
イ(2)・登録者が事業所と同一建物(建物の定義は同上)に居住する場合
ロ・登録者数が登録定員未満
・利用者の状態や家族等の事情により居宅介護支援事業所ケアマネが緊急に利用することが必要と認めた場合で、登録者に対するサービスに支障がない
・あらかじめ7日以内の利用期間を定める(家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内)
・人員基準を満たしている
・過少サービスに対する減算を受けていない

（3面に続く）

（4面からの続き）

■看護職員配置加算
（Ⅲ）【新設】　⇒　480単位／月
▶算定要件
・看護職員を常勤換算方法で１人以上配置
・定員超過利用、人員基準欠如に該当していない
※（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）のうち複数を算定することはできない

■看取り連携体制加算【新設】
64単位／日（死亡日および死亡日前30日以下まで）
▶算定要件
＜利用者の基準＞
・医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者
・看取り期における対応方針に基づき、利用者の状態または家族の求め等に応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等の入所者に関する記録を活用し行われるサービスについて説明を受け、同意した上でサービスを受けている者（家族等が説明を受け、同意した上でサービスを受けている者を含む）
＜施設基準＞
・看護職員配置加算（Ⅰ）（常勤の看護師を1人以上配置）を算定している
・看護師との24時間連絡体制が確保されている
・看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に登録者または家族等に対して説明し、同意を得ている

■訪問体制強化加算【新設】
1,000 単位／月
▶算定要件
・訪問サービス担当者を常勤2人以上配置
・算定日が属する月の延べ訪問回数が１月あたり200回以上
・同一建物に集合住宅を併設する場合、登録者総数のうち同一建物居住者以外の登録者の占める割合が50 ／ 100以上で、同一建物居住者以外の登録者に対する延べ訪問回数が1月あたり200回以上

■総合マネジメント体制強化加算【新設】
1,000単位／月
▶算定要件
・次に掲げる基準のいずれにも適合
(1)個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直している
(2)利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて地域の行事や活動等に積極的に参加している

■事業開始時支援加算
500単位／月　⇒　廃止

■中山間地域等に対する加算【新設】
所定単位数の5 ／ 100に相当する単位数を加算
▶算定要件
・①離島振興対策実施地域②奄美群島③豪雪地帯及び特別豪雪地帯④辺地⑤振興山村⑥小笠原諸島⑦半島振興対策実施地域⑧特定農山村地域⑨過疎地域⑩沖縄の離島―に居住している登録者に対して、通常の事業実施地域を越えて行った場合

○登録定員等の緩和
登録定員を29人以下とする。登録定員が26人以上29 人以下の事業所について居間・食堂を合計した面積が、利用者の処遇に支障がないと認められる広さが確保されている場合には、通いサービスに係る利用定員を18人以下とすることを可能とする
○看護職員の配置要件
看護職員が兼務可能な施設・事業所の範囲として「同一敷地内または隣接する施設・事業所」を追加する。兼務可能な施設・事業所の種別として特養、老健等を加える
○運営推進会議・外部評価の効率化
自己評価を行い、市町村や地域包括支援センター等の第三者が出席する運営推進会議に報告した上で公表する仕組みとする

認知症グループホーム

イ　認知症対応型共同生活介護費（１日につき）

(1)（Ⅰ）〈１ユニット〉

要介護１	805単位		要介護１	759単位
要介護２	843単位		要介護２	795単位
要介護３	868単位	⇒	要介護３	818単位
要介護４	886単位		要介護４	835単位
要介護５	904単位		要介護５	852単位

(2)（Ⅱ）〈２ユニット以上〉

要介護１	792単位		要介護１	747単位
要介護２	830単位		要介護２	782単位
要介護３	855単位	⇒	要介護３	806単位
要介護４	872単位		要介護４	822単位
要介護５	890単位		要介護５	838単位

ロ　短期利用共同生活介護費（１日につき）

(1)短期利用（Ⅰ）〈１ユニット〉

要介護１	835単位		要介護１	787単位
要介護２	873単位		要介護２	823単位
要介護３	899単位	⇒	要介護３	847単位
要介護４	916単位		要介護４	863単位
要介護５	934単位		要介護５	880単位

(2)短期利用（Ⅱ）〈２ユニット以上〉

要介護１	822単位	⇒	要介護１	775単位
要介護２	860単位		要介護２	811単位
要介護３	886単位	⇒	要介護３	835単位
要介護４	903単位		要介護４	851単位
要介護５	920単位		要介護５	867単位

■夜間支援体制加算【新設】
（Ⅰ）1ユニット50単位／日
（Ⅱ）2ユニット以上25単位／日
※現行の夜間ケア加算は廃止
▶算定要件
・定員超過利用、人員基準欠如に該当していない
・夜間および深夜の時間帯を通じて介護職員を1ユニット1人配置に加えて、夜勤を行う介護従業者または宿直勤務を行う者を1人以上配置

■看取り介護加算
80単位／日
⇒144単位／日（死亡日以前4日以上30日以下）
▶算定要件
＜施設基準＞
・看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者または家族等に対して指針内容を説明し、同意を得ている
・医師、看護職員、介護職員、ケアマネその他の職種の者による協議の上、看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針を見直す
・看取りに関する職員研修を行っている
＜利用者基準＞
・医師、看護職員、ケアマネその他の職種の者が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等の適当な者から説明を受け、同意している者（家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む）
・看取りに関する指針に基づき、利用者の状態または家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者（家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む）

○ユニット数見直し
現行では「１または２」と規定されているユニ
○

地域密着型特定施設入居者生活介護

イ　地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）

要介護1	562単位		要介護1	533単位
要介護2	631単位		要介護2	597単位
要介護3	703単位	⇒	要介護3	666単位
要介護4	771単位		要介護4	730単位
要介護5	842単位		要介護5	798単位

ロ　短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）
イと同様

■看取り介護加算
80単位／日
⇒ 144単位／日（死亡日以前4日以上30日以下）
▶算定要件
＜施設基準（特定施設と同様）＞
＜利用者基準（特定施設と同様）＞

■認知症専門ケア加算【新設】
（Ⅰ）3単位／日
（Ⅱ）4単位／日
▶算定要件（特定施設と同様）

地域密着型特養

イ　地域密着型介護福祉施設サービス費（１日につき）

（Ⅰ）＜従来型個室＞

要介護1	580単位		要介護1	547単位
要介護2	650単位		要介護2	614単位
要介護3	723単位	⇒	要介護3	682単位
要介護4	793単位		要介護4	749単位
要介護5	862単位		要介護5	814単位

（Ⅱ）＜多床室＞

要介護1	633単位		要介護1	594単位
要介護2	702単位		要介護2	661単位
要介護3	774単位	⇒	要介護3	729単位
要介護4	843単位		要介護4	796単位
要介護5	911単位		要介護5	861単位

※2015年8月以降

要介護1	547単位
要介護2	614単位
要介護3	682単位
要介護4	749単位
要介護5	814単位

（Ⅲ）＜多床室＞【削除】

ロ　ユニット型（１日につき）

（Ⅰ）＜ユニット型個室＞・（Ⅱ）＜ユニット型準個室＞

要介護1	662単位		要介護1	625単位
要介護2	733単位		要介護2	691単位
要介護3	806単位	⇒	要介護3	762単位
要介護4	876単位		要介護4	828単位
要介護5	946単位		要介護5	894単位

ハ　経過的（1日につき）

（Ⅰ）＜従来型個室＞

要介護1	742単位		要介護1	700単位
要介護2	808単位		要介護2	763単位
要介護3	879単位	⇒	要介護3	830単位
要介護4	946単位		要介護4	893単位
要介護5	1,012単位		要介護5	955単位

（Ⅱ）＜多床室＞

要介護1	793単位		要介護1	747単位
要介護2	857単位		要介護2	810単位
要介護3	928単位	⇒	要介護3	877単位
要介護4	994単位		要介護4	940単位
要介護5	1,059単位		要介護5	1,002単位

※2015年8月以降

要介護1	700単位
要介護2	763単位
要介護3	830単位
要介護4	893単位
要介護5	955単位

（Ⅲ）＜多床室＞【削除】

旧措置経過的（Ⅰ）＜従来型個室＞

要介護1	742単位		要介護1	700単位
要介護2・3	848単位	⇒	要介護2・3	800単位
要介護4・5	978単位		要介護4・5	923単位

旧措置経過的（Ⅱ）＜多床室＞

要介護1	793単位		要介護1	747単位
要介護2・3	898単位	⇒	要介護2・3	847単位
要介護4・5	1,026単位		要介護4・5	970単位

※2015年8月以降

要介護1	700単位
要介護2・3	800単位
要介護4・5	923単位

旧措置経過的（Ⅲ）＜多床室＞【削除】

ニ　ユニット型経過的（１日につき）

（Ⅰ）＜ユニット型個室＞・（Ⅱ）＜ユニット型準個室＞

要介護1	812単位		要介護1	766単位
要介護2	878単位		要介護2	829単位
要介護3	950単位	⇒	要介護3	897単位
要介護4	1,017単位		要介護4	960単位
要介護5	1,083単位		要介護5	1,022単位

旧措置（Ⅰ）＜ユニット型個室＞・（Ⅱ）＜ユニット型準個室＞

要介護1	812単位		要介護1	766単位
要介護2・3	919単位	⇒	要介護2・3	868単位
要介護4・5	1,049単位		要介護4・5	990単位

■看取り介護加算
80単位／日
⇒ 144単位／日（死亡日以前4日以上30日以下）
▶算定要件（特養と同様）

■日常生活継続支援加算
23単位／日　⇒（Ⅰ）36単位／日（従来型）
（Ⅱ）46単位／日（ユニット型）
▶算定要件（特養と同様）

■在宅・入所相互利用加算
30単位／日　⇒　40単位／日
※入所期間が3月を超えるときは、3月を限度
▶算定要件（特養と同様）

■経口維持加算
（Ⅰ）28単位／月　⇒　400単位／月
（Ⅱ）５単位／月　⇒　100単位／月
※計画が作成された日の属する月から起算して６月以内に限り１月につき所定単位数を加算する
▶算定要件（特養と同様）

■療養食加算
23単位／日　⇒　18単位／日

○サテライト型特養の本体施設に係る要件緩和
本体施設として認められる対象（特養、老健、病院、診療所）に地域密着型特養を追加する

複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

イ　複合型サービス費（１月につき）

要介護1	13,341単位
要介護2	18,268単位
要介護3	25,274単位
要介護4	28,531単位
要介護5	32,141単位

⇓

イ　看護小規模多機能型居宅介護費（１月につき）

(1)同一建物に居住する者以外

要介護1	12,341単位
要介護2	17,268単位
要介護3	24,274単位
要介護4	27,531単位
要介護5	31,141単位

(2)同一建物に居住する者【新設】

要介護1	11,119単位
要介護2	15,558単位
要介護3	21,871単位
要介護4	24,805単位
要介護5	28,058単位

ロ　短期利用居宅介護費（１日につき）【新設】

要介護1	565単位
要介護2	632単位
要介護3	700単位
要介護4	767単位
要介護5	832単位

▶算定要件
イ(1)、イ(2)、ロいずれも小規模多機能と同様

■訪問看護体制強化加算【新設】
2,500単位／月
▶算定要件
・算定日が属する月の前3月における利用者総数のうち、次に掲げる基準のいずれにも適合
(1)主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供した利用者の占める割合が80／100以上
(2)緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が50／100以上
(3)特別管理加算を算定した利用者の占める割合が20／100以上

■訪問看護体制減算【新設】
要介護1～3　925単位／月
要介護4　1,850単位／月
要介護5　2,914単位／月
▶算定要件
・算定日が属する月の前３月における利用者総数のうち、次に掲げる基準のいずれにも適合
(1)主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供した利用者の占める割合が30／100未満
(2)緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が30／100未満
(3)特別管理加算を算定した利用者の占める割合が5／100未満

■総合マネジメント体制強化加算
1,000単位／月
▶算定要件
定期巡回・随時対応の同加算要件(1)(2)、小規模多機能の同加算要件(2)と同様

■事業開始時支援加算
18年3月31日まで延長

○登録定員等の緩和
小規模多機能と同様
○運営推進会議・外部評価の効率化
小規模多機能と同様

2015年度報酬改定に伴うサービスの報酬変化（例）

◎前提
・介護報酬は１単位10円で計算（地域区分の「その他」地域＝約76％の自治体が該当）
・1カ月当たりの介護報酬を試算。日単位で設定されている場合は1月30日で計算
・介護職員処遇改善加算は（Ⅰ）を算定するものとして計算（訪問看護を除く）
・利用者の自己負担は１割（施設では、食費・居住費は利用者負担）
・あくまでも一定の仮定を置いた場合の報酬額の例。実際に事業者に支払われる報酬額は、事業所の所在地域、サービス提供回数により異なること、また、提供するサービスの内容により様々な加算が算定され得ることに留意が必要

訪問介護

【前提】
・訪問介護事業所において、20分以上30分未満の身体介護245単位を月７回及び45分以上の生活援助225単位を月８回利用した場合
・加えて、特定事業所加算(Ⅳ)（５／100）172単位／月、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）(86／1000) 317単位／月を算定した場合

【1月当たり介護報酬】
・現行：255単位×７回+236単位×８回+147単位＝3,820単位　38,200円／月
・改定後：245単位×７回+225単位×８回+172単位+317単位＝4,004単位　**40,040円／月**

訪問看護

【前提】
・訪問看護ステーションにおいて、30分以上60分未満の訪問看護814単位を月７回利用した場合
・加えて、緊急時訪問看護加算540単位／月、特別管理加算（Ⅰ） 500単位／月、看護体制強化加算300単位／月も算定した場合

【1月当たり介護報酬】
・現行：834単位×７回+540単位+500単位＝6,878単位　68,780円／月
・改定後：814単位×７回+540単位+500単位+300単位＝7,038単位　**70,380円／月**
(参考)看護体制強化加算300単位を算定しない場合
・改定後：814単位×７回+540単位+500単位＝6,738単位　**67,380円／月**

通所介護

【前提】
・要介護３の利用者が、常勤・専従の機能訓練指導員を配置(46単位／日)して心身の状況に応じた機能訓練を実施する事業所(通常規模型事業所)において８時間のサービス898単位／日を月10日利用した場合
・加えて、サービス提供体制強化加算18単位／日、介護職員処遇改善加算(40／1000) 385単位／月も算定した場合

【1月当たり介護報酬】
・現行：(944単位+42単位+12単位)×10日+190単位＝10,170単位　101,700円／月
・改定後：(898単位+46単位+18単位)×10日+385単位＝10,005単位　**100,050円／月**
(参考)新規の認知症加算60単位／日、中重度者ケア体制加算45単位／日も算定した場合
・総単位数が増えるため、介護職員処遇改善加算(40／1000)427単位／月となる

【1月当たり介護報酬】
・現行：(944単位+42単位+12単位)×10日+190単位＝10,170単位　101,700円／月
・改定後：(898単位+46単位+60単位+45単位+18単位)×10日+427単位＝11,097単位　**110,970円／月**

特養

【前提①】
・定員80人の施設(多床室)の要介護５の入所者の場合
・加えて、処遇改善加算（Ⅰ）(59／1000)、栄養マネジメント加算(14単位)、夜勤配置体制加算(22単位)、看護体制加算(13単位)、個別機能訓練加算(12単位)、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）(12単位)を算定した場合

【1月当たり介護報酬】
・現行：(912単位+25単位+14単位+22単位+13単位+12単位+12単位)×30日＝30,300単位　303,000円／月
・改定後：(861単位+55単位+14単位+22単位+13単位+12単位+12単位)×30日＝29,670単位　**296,700円／月**
(参考)日常生活継続支援加算を取得した場合(サービス提供体制強化加算は取得不可)
現行：306,300円／月 ⇒ 改定後：**304,500円／月**
※15年８月より、特養の多床室の入所者の室料が利用者負担となることに伴い、1月当たりの介護報酬は281,700円(日常生活継続支援加算取得の場合は289,500円)となる。(室料相当の額は14,100 ／月)

【前提②】
・定員80人の施設(ユニット型個室)で要介護５の入所者の場合
・基本サービス費に加え、処遇改善加算（Ⅰ）(59／1000)、栄養マネジメント加算(14単位)、夜勤配置体制加算(22単位)、看護体制加算(13単位)、個
現行：318,600円／月 ⇒ 改定後：**319,500円／月**

老健

【前提】
・定員80人の施設(在宅復帰率55％・ベッド回転率12％／月＝在宅強化型、４人部屋)で要介護３の入所者が、老健サービス948単位／日を利用した場合
・加えて、短期集中リハビリテーション実施加算240単位／日(週３回)、夜勤職員配置加算24単位／日、サービス提供体制強化加算12単位／日、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）(27／1000) 875単位／月も算定した場合

【1月あたり介護報酬】
・現行：{(963単位+12単位+24単位)×30日+240単位×12日}+493単位＝33,343単位　333,430円／月
・改定後：{(948単位+12単位+24単位)×30日+240単位×12日}+875単位＝33,275単位　**332,750円／月**

介護保険施設等の多床室における居住費

【前提】
・特養や老健などの入所者(所得第３段階)

【1月当たり利用者負担(居住費)】
・現行：320円×30日＝9,600円
→改定後：**370円×30日＝11,100円**
(基準費用額・負担限度額が320円／日から370円／日に変更)
・食費については変化なし(所得第３段階について650円)
・その他、15年８月より、特養多床室の室料(470円／日)が利用者負担となることに伴い、基準費用額が840円／日となる(補足給付の支給により、所得段階第１～３段階の利用者負担に変更はない)

定期巡回・随時対応サービス

【前提】
・要介護３の利用者が、定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型＝訪問看護サービスを行わない場合＝16,769単位／を利用した場合)
・加えて、総合マネジメント体制強化加算1,000単位／月、サービス提供体制強化加算640単位／月、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）(86／1000) 1,583単位を算定した場合

【1月当たり介護報酬】
・現行：17,900単位+500単位+736単位＝19,136単位　191,360円／月
・改定後：16,769単位+1,000単位+640単位+1,583単位＝19,992単位　**199,920円／月**

複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

【前提】
・要介護３の利用者が、看護小規模多機能型居宅介護24,274単位／月を利用した場合
・加えて、総合マネジメント体制強化加算1,000単位／月、サービス提供体制加算640単位／月、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）(76／1000) 1,969単位／月も算定した場合

【1月当たり介護報酬】
・現行：25,274単位+500単位+1,083単位＝26,857単位　268,570円／月
・改定後：24,274単位+1,000単位+640単位+1,969単位＝27,883単位　**278,830円／月**

地域区分

■見直し内容
○客観的に地域区分を設定する観点から、公務員の地域手当の設定に準拠する見直しを行う
○公務員の地域手当の設定がない地域は、「その他（０％）」の設定を原則とし、隣接する地域の実情を踏まえ、公務員の地域手当の設定がある地域について「複数隣接する地域区分のうち低い区分」から本来の「その他（０％）」までの範囲内の区分を選択できるようにする
○広域連合を構成する自治体が適用されている地域区分の割合が異なる場合、構成する自治体間の協議により、その自治体が適用されている区分の範囲内で設定

■介護報酬１単位当たりの単価の見直しの全体像と見直し後の単価

＜現行＞　（単位：円）

		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他
上乗せ割合		18%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
人件費割合	70%	11.26	11.05	10.84	10.70	10.42	10.21	10
	55%	10.99	10.83	10.66	10.55	10.33	10.17	10
	45%	10.81	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10

＜見直し後＞

		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
上乗せ割合		20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
人件費割合	70%	11.40	11.12	11.05	10.84	10.70	10.42	10.21	10
	55%	11.10	10.88	10.83	10.66	10.55	10.33	10.17	10
	45%	10.90	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10

※人件費割合　短期入所生活介護45%⇒55%

■経過措置
○報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、自治体の意見を聴取した上で、17年度末まで必要な経過措置を講じる
○具体的には、今回の見直しによる最終的な地域区分及び上乗せ割合の範囲内の区分で設定

■15年度から17年度までの地域区分適用地域
◆1級地（20％）＝23区【東京都】特別区
◆2級地（16％）＝5市【東京都】狛江市、多摩市【神奈川県】横浜市、川崎市【大阪府】大阪市
◆3級地（15％）＝21市【千葉県】千葉市【東京都】八王子市、武蔵野市、府中市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、国分寺市、稲城市、西東京市【神奈川県】鎌倉市【愛知県】名古屋市【大阪府】守口市、大東市、門真市、四條畷市【兵庫県】西宮市、芦屋市、宝塚市
◆4級地（12％）＝18市【埼玉県】さいたま市【千葉県】船橋市、浦安市【東京都】立川市、昭島市、東村山市、国立市、東大和市【神奈川県】相模原市、藤沢市、厚木市【大阪府】豊中市、池田市、吹田市、高槻市、寝屋川市、箕面市【兵庫県】神戸市
◆5級地（10％）＝47市町【茨城県】龍ケ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市【埼玉県】朝霞市、志木市、和光市、新座市【千葉県】成田市、佐倉市、習志野市、市原市、四街道市【東京都】三鷹市、青梅市、清瀬市、東久留米市、あきる野市、日の出町【神奈川県】横須賀市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、伊勢原市、座間市、寒川町【滋賀県】大津市、草津市【京都府】京都市【大阪府】堺市、枚方市、茨木市、八尾市、松原市、摂津市、高石市、東大阪市、交野市【兵庫県】尼崎市、伊丹市、川西市、三田市【広島県】広島市【福岡県】福岡市
◆6級地（6％）＝135市町村【宮城県】仙台市【茨城県】水戸市、日立市、土浦市、古河市、利根町【栃木県】宇都宮市、下野市、野木町【群馬県】高崎市【埼玉県】川越市、川口市、行田市、所沢市、加須市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、宮代町、杉戸町、松伏町【千葉県】市川市、松戸市、柏市、八千代市、袖ケ浦市、酒々井町、栄町【東京都】福生市、武蔵村山市、羽村市、奥多摩町【神奈川県】三浦市、秦野市、海老名市、綾瀬市、葉山町、大磯町、二宮町、愛川町、清川村【岐阜県】岐阜市【静岡県】静岡市【愛知県】岡崎市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、稲沢市、知立市、愛西市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、大治町、蟹江町【三重県】津市、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市【滋賀県】彦根市、守山市、栗東市、甲賀市【京都府】宇治市、亀岡市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、精華町【大阪府】岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町【兵庫県】明石市、猪名川町【奈良県】奈良市、大和高田市、大和郡山市、生駒市【和歌山県】和歌山市、橋本市【広島県】府中町【福岡県】春日市、大野城市、太宰府市、福津市、糸島市、那珂川町、粕屋町
◆7級地（3％）＝174市町村【北海道】札幌市【茨城県】結城市、下妻市、常総市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、つくばみらい市、大洗町、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、境町【栃木県】栃木市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、さくら市、壬生町【群馬県】前橋市、伊勢崎市、太田市、渋川市、玉村町【埼玉県】熊谷市、飯能市、深谷市、日高市、毛呂山町、越生町、滑川町、川島町、吉見町、鳩山町、寄居町【千葉県】木更津市、野田市、茂原市、東金市、流山市、我孫子市、鎌ケ谷市、君津市、八街市、印西市、白井市、山武市、大網白里市、長柄町、長南町【東京都】瑞穂町、檜原村【神奈川県】箱根町【新潟県】新潟市【富山県】富山市【石川県】金沢市【福井県】福井市【山梨県】甲府市【長野県】長野市、松本市、塩尻市【岐阜県】大垣市【静岡県】浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、函南町、清水町、長泉町、小山町、川根本町、森町【愛知県】豊橋市、一宮市、瀬戸市、半田市、豊川市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、新城市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、清須市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、飛鳥村、阿久比町、東浦町、幸田町【三重県】名張市、いなべ市、伊賀市、木曽岬町、東員町、朝日町、川越町【滋賀県】長浜市、野洲市、湖南市、東近江市【京都府】城陽市、大山崎町、久御山町【大阪府】岬町、太子町、河南町、千早赤阪村【兵庫県】姫路市、加古川市、三木市、高砂市、稲美町、播磨町【奈良県】天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曽爾村、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町【岡山県】岡山市【広島県】東広島市、廿日市市、海田町、坂町【山口県】周南市【香川県】高松市、【福岡県】北九州市、飯塚市、筑紫野市、古賀市【長崎県】長崎市
◆その他（0％）＝1,318市町村